



Food and Agriculture  
Organization of the  
United Nations



International  
Plant Protection  
Convention

植物検疫措置に関する国際基準

**ISPM 5**

**植物検疫用語集**

2019 年採択；2020 年出版

Published by arrangement with the  
Food and Agriculture Organization of the United Nations  
by the  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

**MAFF**  
農林水産省

Required citation:

FAO. 2019. Glossary of phytosanitary terms. International Standard for Phytosanitary Measures No. 5. Rome. Published by FAO on behalf of the Secretariat of the International Plant Protection Convention (IPPC). 35 pp. Licence: CC BY-NC-SA 3.0 IGO.

翻訳は国際連合食糧農業機関（FAO）によってなされたものではない。FAO は翻訳の内容又は正確性に責任を持たない。英語版の原文を正式なものとする。

本書は、当初、国際連合食糧農業機関（FAO）により、「植物検疫措置に関する国際基準」として英語で出版されたものである。日本語への翻訳は農林水産省によってなされた。

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

© FAO, 2019 (English edition)

© Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 2020 (Japanese edition)

一部の権利を留保する。本書はクリエイティブ・コモンズ・表示-非営利-継承 3.0 IGO ライセンス (CC BY-NC-SA 3.0 IGO; <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/3.0/igo/legalcode>) の下で利用することができる。

このライセンスの条項の下で、本書が適切に引用されている場合に限り、複製、再配布及び非営利目的で編集することができる。本書のいかなる使用においても、FAO が特定の組織、製品、又はサービスを是認していることを意味するものではない。FAO のロゴの使用は許可されない。本書を編集する場合は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス又は同等のライセンスが必要である。本書の翻訳を作成する場合は、必要な引用とともに次の免責事項を含まなければならない。「翻訳は国連食糧農業機関 (FAO) によってなされたものではない。FAO は翻訳の内容又は正確性に責任を持たない。英語版の原文を正式なものとする。」

ライセンスに基づいて発生し、友好的に解決できない紛争は、本書に別段の定めがある場合を除き、ライセンスの第 8 条に記載されている調停及び仲裁によって解決される。適用される調停規則は、世界知的所有権機関の調停規則 <http://www.wipo.int/amc/en/mediation/rules> であり、仲裁は、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) の仲裁規則に従って行われる。

**第三者の資料。**表、図、画像など、第三者に帰属する本書の資料を再利用することを希望する使用者は、その再利用に許可が必要かどうかを判断し、著作権所有者から許可を得る責任がある。本書内の第三者が所有する構成要素の侵害に起因する請求のリスクは、使用者のみにある。

**販売、権利及びライセンス。**FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト ([www.fao.org/publications](http://www.fao.org/publications)) で入手が可能であり、また [publications-sales@fao.org](mailto:publications-sales@fao.org) を通じて購入できる。商業利用の要請は、[www.fao.org/contact-us/licence-request](http://www.fao.org/contact-us/licence-request) を通じて提出すること。権利及びライセンスに関する質問は [copyright@fao.org](mailto:copyright@fao.org) に送信すること。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が [www.ippc.int](http://www.ippc.int) でダウンロードできることを付記すること。

公的な参考資料、政策立案又は紛争回避及び解決の目的で参照される可能性のある ISPM は、<https://www.ippc.int/en/core-activities/standards-setting/ispms/#614> に掲載されている。

## 出版の過程

基準の公式な部分ではない

- 1986年5月 RPPOsが重要植物検疫用語集の作成を勧告した。
- 1988年2月 RPPOsは草案を修正し、NAPPO及びEPPOの加盟国協議用に承認した。
- 1989年9月 RPPOsが重要植物検疫用語集の草案を作成した。
- 1990年 FAOがFAO植物検疫用語集を出版した。 ; FAO Plant Protection Bulletin 38(1)
- 1991年5月 TC-RPPOsがトピック植物検疫用語集(1991-001)を支持した。
- 1993年5月 TC-RPPOsが用語を修正し、FAO用語集に関するWG(GWG)の設置を勧告した。
- 1994年2月 GWGの第1回会合
- 1994年3月 CEPM-1が草案を修正し、新しい用語を加えることに合意した。
- 1995年5月 CEPM-2が修正された植物検疫用語集をISPMとして出版することを決定した。
- 1996年5月 CEPM-3が植物検疫用語集の草案を修正した。
- 1997年10月 CEPM-4が草案を修正し、FAO第29回総会が用語集を承認した。
- 1999年2月 GWGが用語集を修正した。
- 1999年5月 CEPM-6が用語集を修正し、採択を勧告した。
- 1999年10月 ICPM-2がISPM 5. 1999を採択した。
- 1999年9月 GWGが基準を修正した。
- 2000年5月 ISC-1が基準を修正し、加盟国協議用に承認した。
- 2000年6月 加盟国協議
- 2000年11月 ISC-2が採択用に基準を修正した。
- 2001年4月 ICPM-3が修正されたISPM 5. 2001を採択した。
- 2000年3月及び2001年3月 GWGが基準を修正した。
- 2001年5月 ISC-3が仕様書1植物検疫用語集の見直しと更新を承認した。
- 2001年5月 ISC-3が基準を修正し、加盟国協議用に承認した。
- 2001年6月 加盟国協議
- 2001年11月 ISC-4が採択用に基準を修正した。
- 2002年3月 ICPM-4が修正されたISPM 5. 2002を採択した。
- 2002年2月 GWGが基準を修正した。
- 2002年5月 SCが基準を修正し、加盟国協議用に承認した。
- 2002年6月 加盟国協議に送付した。
- 2002年11月 SCが採択用に基準を修正した。
- 2003年4月 ICPM-5が修正されたISPM 5. 2003を採択した。
- 2003年2月 GWGが基準を修正した。
- 2003年5月 SC-7がTPGの勧告に合意した。
- 2003年9月 GWGが基準を修正した。
- 2003年11月 SCが基準を修正し、新しい用語をISPMに加えることを要請した。
- 2004年2月 GWGが基準を修正した。
- 2004年4月 SCが基準を修正し、加盟国協議用に承認した。
- 2004年6月 加盟国協議
- 2004年11月 SCが採択用に基準を修正した。
- 2005年4月 ICPM-7が修正されたISPM 5. 2005を採択した。
- 2004年10月及び2005年10月 GWGが基準を修正した。
- 2006年5月 SCが基準を修正し、加盟国協議用に承認した。
- 2006年6月 加盟国協議
- 2006年11月 SCが採択用に基準を修正した。
- 2007年3月 CPM-2が修正されたISPM 5. 2007を採択した。
- 2006年3月 CPM-1が用語集に関する技術パネル(TPG)を設置した。
- 2006年10月 TPGの第1回会合。TPGが基準を修正した。
- 2007年5月 SCが基準を修正し、加盟国協議用に承認した。
- 2007年6月 加盟国協議
- 2007年11月 SCが採択用に提出される草案を承認した。
- 2008年4月 CPM-3が修正されたISPM 5. 2008を採択した。
- 2007年10月 TPGが基準を修正した。
- 2008年5月 SC-7が基準を修正し、加盟国協議用に承認した。
- 2008年6月 加盟国協議
- 2008年11月 SCが採択用に提出される草案を承認した。

2009年3月 CPM-4が修正された **ISPM 5**. 2009  
を採択した。

2008年10月 TPGが基準を修正した。

2009年5月 SCが基準を修正し、加盟国協議用に  
承認した。

2009年6月 加盟国協議

2009年11月 SCが採択用に提出される草案を承認  
した。

2010年3月 CPM-5が修正された **ISPM 5**. 2010  
を採択した。

2009年6月 用語使用の整合性のため、TPGが採  
択された基準の見直しを開始した。

2010年10月 TPGが修正を起草した。

2011年5月 SCが基準を修正し、加盟国協議用に  
承認した。

2011年6月 加盟国協議

2011年11月 SCが採択用に提出される草案を承認  
した。

2012年3月 CPM-7が修正された **ISPM 5**. 2012  
を採択した。

2012年10月 TPGが修正を起草した。

2013年6月 加盟国協議

2014年5月 SC-7がSCCP用に草案を承認した。

2014年6月 SCCP

2014年11月 SCが採択用に提出される草案を承認  
した。

2015年3月 CPM-10が修正された **ISPM 5**. 201  
5を採択した。

2013年2月 TPGが修正を起草した。

2014年5月 SCが草案を修正し、加盟国協議用に  
承認した。

2014年7月 加盟国協議

2015年5月 SC-7がSCCP用に承認した。

2015年6月 SCCP

2015年11月 SCが採択用に提出される草案を承認  
した。

2016年4月 CPM-11が修正された **ISPM 5**. 201  
6を採択した。

2014年12月 TPGが2015年のSC承認のため修  
正を起草した。

2015年5月 SCは草案を修正し、加盟国協議用に  
承認した。

2015年12月 TPGが2016年のSC承認のため修  
正を起草した。

2016年5月 SCが1回目加盟国協議用に承認した。

2016年7月 1回目加盟国協議

2016年12月 TPGは加盟国協議コメントを精査し  
、2016草案を調整。また、国際植物防疫条約第  
二条に定義されており、原定義は間違いではない  
ことから、「危険にさらされている地域」の修正  
取りやめを提案。修正によって対処される解釈の  
誤りは用語「合意された解釈」に値することは、  
たいして重要でない。代わりに、ISPM5説明資  
料（「注釈付き用語集」）のノート1によって、  
用語「危険にさらされている地域」が環境保全の  
環境保護地域を意味するような誤解はされない  
であろう。

2017年5月 SC-7が2回目加盟国協議入りを承認。

2017年10月 ステュワードがコメントに基づいて  
草案を修正した。

2017年11月 SCが精査し、2015草案及び2016  
修正された草案の採択をCPMに提案。

2018年4月 CPM-13が修正されたISPM5.2018を  
採択した。

2019年1月 IPPC事務局が改正中の用語集を更新  
した（\*で表示）。

2019年6月 IPPC事務局が用語集の「調査」の誤  
記を修正した。

2016年12月 TPGが修正を起草した。

2017年5月 SCが1回目加盟国協議用に承認した。

2017年7月 1回目加盟国協議

2017年12月 TPGが修正した。

2018年5月 SC-7が2回目加盟国協議用に承認し  
た。

2018年7月 2回目加盟国協議

2018年10月 TPGステュワードとアシスタントス  
チュワードが修正した。

2018年11月 SCが採択用に提出される草案を承認  
した。

2019年4月 CPM-14が修正されたISPM5,2019採  
択した。

#### 補足 1

1999年10月 ICPM-2がトピック公的防除（1999-  
002）を加えた。

2000年3月 EWGが草案を作成した。

2000年5月 ISC-1が草案を修正し、加盟国協議  
用に承認した。

2000年6月 加盟国協議

2000年11月 ISC-2が採択用に提出された草案を  
承認した。

2001年4月 ICPM-3がISPM 5補足を採択した。

**ISPM 5. 補足 1 規制有害動植物に対する公的防除  
の概念の解釈及び適用に関する指針**（2001）

2005年3月 ICPM-7がトピック「広く分布していない(2005-008) (ISPM No. 5: 植物検疫用語集補足)」を加えた。

2006年5月 SCが仕様書33を承認した。

2008年5月 SC-7が草案を検討した。

2011年5月 SCが加盟国協議用に承認した。

2011年6月 加盟国協議

2011年11月 TPGが加盟国コメントを検討した。

2011年11月 SCがISPM補足案を承認した。

2012年3月 CPM-7が修正されたISPM 5補足1を採択した。

**ISPM 5. 補足1 「公的防除」及び「広く分布していない」の概念の解釈及び適用に関する指針。** (2012)

#### 補足2

2001年4月 ICPM-3がトピック「経済的重要性の定義(2001-004)」を加えた。

2002年2月 GWGが草案を作成した。

2002年5月 SCが草案を修正し、加盟国協議用に承認した。

2002年6月 加盟国協議

2002年11月 SCが採択用に草案を修正した。

2003年4月 ICPM-5がISPM 5補足2を採択した。

**ISPM 5. 補足2 環境上の考慮への言及を含む、「経済に重大な影響を及ぼすおそれ」及び関連用語の理解に関する指針** (2012)

#### 付録1

2005年3月 IPPCとCBD(生物の多様性に関する条約)の事務局がICPM-7で協力プログラムを決定した。

2006年4月 CPM-1が作業プログラム(2006-033)に関する進捗状況を評価することに合意した。

2006年10月 TPGが草案を作成した。

2007年5月 SCがTPGにCBD用語に関する草案を作成することを要請した。

2007年10月 TPGが草案を作成した。

2008年5月 SCが草案を修正し、加盟国協議用に承認した。

2008年6月 加盟国協議

2008年11月 SCが採択用に草案を修正した。

2009年3月 CPM-4がISPM 5付録1を採択した。

**ISPM 5. 付録1 植物検疫用語集に関連する生物の多様性に関する条約の用語** (2009)

#### インク修正

2010年3月 補足1(英語版)へのインク修正について、CPM-5が留意し、IPPC事務局が適用した。

2011年3月 次の箇所へのインク修正について、CPM-6が留意し、IPPC事務局が適用した。「(処理の)有効性」、「定着」、「侵入」、「まん延」、「規制地域」、「積荷」、「検査」、「検疫」及び補足1の4(英語版)

2013年3月 次の箇所へのインク修正について、CPM-8が留意し、IPPC事務局が適用した。「(環境への)放飼」、「(地域の)是正措置計画」、「危険にさらされている地域」、「公的防除」、「(検疫有害動植物に関する)病害虫リスク」、「(規制非検疫有害動植物に関する)病害虫リスク」、「(検疫有害動植物に関する)病害虫リスク評価」、「(規制非検疫有害動植物に関する)病害虫リスク管理」、「植物検疫措置」、「植物検疫」、「植物検疫規則」、「規制地域」、「規制非検疫有害動植物」及び補足2(英語版)

2015年3月 次の用語へのインク修正について、CPM-10が留意し、IPPC事務局が適用した。「球根及び塊茎」、「切花及び切枝」、「果実及び野菜」、「穀類」、「組織培養植物」、「種子」及び「木材」

2015年5月 IPPC事務局が「有害動植物無発生地域」及び「有害動植物低発生地域」の定義に組み入れられた誤りを修正した。

2016年4月 IPPC事務局が、2015年12月のTPG決定に従い、インク修正を「改正」に含めないとする定義の理由を調整した。

2017年4月 次の用語へのインク修正について、CPMが留意し、IPPC事務局が適用した。「実質的に侵されていない」及び「保護地域」の「規制地域」への入れ替え

2018年4月 用語「係留」のインク修正について、CPMが留意し、IPPC事務局が適用した。

出版の過程の最近修正: 2019年6月

## 目次

採択

序論

適用範囲

目的

参照

参照の概要

植物検疫用語及び定義

補足 1: 「公的防除」及び「広く分布していない」の概念の解釈及び適用に関する指針

序論

適用範囲

参照

定義

背景

要件

### 1. 一般要件

1.1 公的防除

1.2 広く分布していない

1.3 公的防除を適用することの決定

### 2. 特定要件

2.1 技術的正当化

2.2 無差別

2.3 透明性

2.4 施行

2.5 公的防除の強制性

2.6 適用地域

2.7 公的防除における NPPO の権限及び関与

補足 2: 環境上の考慮への言及を含む、「潜在的経済重要性」及び関連用語の理解に関する指針

### 1. 目的及び適用範囲

### 2. 背景

### 3. IPPC 及び ISPM の経済用語及び環境上の範囲

### 4. PRA における経済的検討

4.1 経済的影響の種類

4.2 費用及び便益

### 5. 適用

補足 2 付録

## 付録 1: 植物検疫用語集に関連する生物の多様性に関する条約の用語

1. 序論
2. 表示
3. 用語
  - 3.1 「外来種」
  - 3.2 「侵入」
  - 3.3 「侵略的外来種」
  - 3.4 「定着」
  - 3.5 「意図的な侵入」
  - 3.6 「非意図的な侵入」
  - 3.7 「リスクアナリシス (Risk analysis)」
4. その他の概念
5. 参照



## 採択

本基準は、最初に 1996 年に FAO 植物検疫措置に関する専門家委員会によって国際基準としての出版が勧告され、1997 年に出版された。ISPM 5 としての用語集の第一版は、1999 年に第 2 回植物検疫措置に関する暫定委員会に採択された。それ以来、繰り返し修正されてきた。現在版の ISPM5 は、2016 年 4 月の第 11 回植物検疫措置に関する委員会によって採択された修正を反映している。

補足 1 は、2001 年 4 月の第 3 回植物検疫措置に関する暫定委員会によって最初に採択された。補足 1 の最初の改正は、2012 年 3 月の第 7 回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。補足 2 は、2003 年 4 月の第 5 回植物検疫措置に関する暫定委員会によって採択された。付録 1 は 2009 年 3 月～4 月の第 4 回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。

## 序論

### 適用範囲

本参照基準は、世界の植物検疫システムに関して特定の意味を持つ用語及び定義の一覧表である。これは、国際植物防疫条約（IPPC）及び植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の実施に関連して調和がとれ、国際的に合意された用語集を定めるために作成された。

IPPC 及び ISPM の枠組みの中では、植物への言及は全て、国際藻類・菌類・植物命名規約に適合して、引き続き、藻類及び菌類を含むと理解されるべきである。

### 目的

本参照基準の目的は、公的な植物検疫のため、植物検疫法令及び規則並びに公的な情報交換において、締約国に用いられる用語及び定義の使用及び理解における明瞭性及び整合性を高めることである。

### 参照

下記の参照は、定義において示されるとおり、用語及び定義の承認に相当する。ISPM に関しては、最新版（IPP 上の <https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispm5> で入手可能なもの）であることを示さない。

**CBD.** 2000. *Cartagena Protocol on Biosafety to the Convention on Biological Diversity*. Montreal, CBD.

**CEPM.** 1996. *Report of the Third Meeting of the FAO Committee of Experts on Phytosanitary Measures, Rome, 13–17 May 1996*. Rome, IPPC, FAO.

— 1997. *Report of the Fourth Meeting of the FAO Committee of Experts on Phytosanitary Measures, Rome, 6–10 October 1997*. Rome, IPPC, FAO.

— 1999. *Report of the Sixth Meeting of the Committee of Experts on Phytosanitary Measures, Rome, Italy: 17–21 May 1999*. Rome, IPPC, FAO.

**CPM.** 2007. *Report of the Second Session of the Commission on Phytosanitary Measures, Rome, 26–30 March 2007*. Rome, IPPC, FAO.

— 2008. *Report of the Third Session of the Commission on Phytosanitary Measures, Rome, 7–11 April 2008*. Rome, IPPC, FAO.

— 2009. *Report of the Fourth Session of the Commission on Phytosanitary Measures, Rome, 30 March–3 April 2009*. Rome, IPPC, FAO.

— 2012. *Report of the Seventh Session of the Commission on Phytosanitary Measures, Rome, 19–23 March 2012*. Rome, IPPC, FAO.

— 2013. *Report of the Eighth Session of the Commission on Phytosanitary Measures, 8–12 April 2013*. Rome, IPPC, FAO.

— 2015. *Report of the Tenth Session of the Commission on Phytosanitary Measures, Rome, 16–20 March 2015*. Rome, IPPC, FAO.

**FAO.** 1990. FAO Glossary of phytosanitary terms. *FAO Plant Protection Bulletin*, 38(1): 5–23. [current equivalent: ISPM 5]

- FAO.** 1995. *See ISPM 5, 1995.*
- ICPM.** 1998. *Report of the Interim Commission on Phytosanitary Measures, Rome, 3–6 November 1998.* Rome, IPPC, FAO.
- 2001. *Report of the Third Interim Commission on Phytosanitary Measures, Rome, 2–6 April 2001.* Rome, IPPC, FAO.
- 2002. *Report of the Fourth Interim Commission on Phytosanitary Measures, Rome, 11–15 March 2002.* Rome, IPPC, FAO.
- 2003. *Report of the Fifth Interim Commission on Phytosanitary Measures, Rome, 07–11 April 2003.* Rome, IPPC, FAO.
- 2005. *Report of the Seventh Interim Commission on Phytosanitary Measures, Rome, 4–7 April 2005.* Rome, IPPC, FAO.
- IPPC.** 1997. *International Plant Protection Convention.* Rome, IPPC, FAO.
- ISO/IEC.** 1991. *ISO/IEC Guide 2:1991, General terms and their definitions concerning standardization and related activities.* Geneva, International Organization for Standardization, International Electrotechnical Commission.
- ISPM 2.** 2007. *Framework for pest risk analysis.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 3.** 1995. *Code of conduct for the import and release of exotic biological control agents.* Rome, IPPC, FAO. [published 1996]
- ISPM 3.** 2005. *Guidelines for the export, shipment, import and release of biological control agents and other beneficial organisms.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 5.** 1995. *Glossary of phytosanitary terms.* Rome, IPPC, FAO. [published 1996]
- ISPM 8.** 1998. *Determination of pest status in an area.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 10.** 1999. *Requirements for the establishment of pest free places of production and pest free production sites.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 11.** 2001. *Pest risk analysis for quarantine pests.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 11.** 2004. *Pest risk analysis for quarantine pests including analysis of environmental risks and living modified organisms.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 14.** 2002. *The use of integrated measures in a systems approach for pest risk management.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 15.** 2002. *Guidelines for regulating wood packaging material in international trade.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 16.** 2002. *Regulated non-quarantine pests: concept and application.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 17.** 2002. *Pest reporting.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 18.** 2003. *Guidelines for the use of irradiation as a phytosanitary measure.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 20.** 2004. *Guidelines for a phytosanitary import regulatory system.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 21.** 2004. *Pest risk analysis for regulated non-quarantine pests.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 22.** 2005. *Requirements for the establishment of areas of low pest prevalence.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 23.** 2005. *Guidelines for inspection.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 24.** 2005. *Guidelines for the determination and recognition of equivalence of phytosanitary measures.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 25.** 2006. *Consignments in transit.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 27.** 2006. *Diagnostic protocols for regulated pests.* Rome, IPPC, FAO.
- ISPM 28.** 2007. *Phytosanitary treatments for regulated pests.* Rome, IPPC, FAO.
- WTO.** 1994. *Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures.* Geneva, World Trade Organization.

#### 参照の概要

本基準の目的は、情報交換時に国家植物防疫機関等を支援し、植物検疫措置に関係する公的な連絡及び法令で用いられる用語を調和させることである。本版は、国際植物防疫条約（1997年）の承認

の結果合意された修正及び植物検疫措置に関する国際基準（ISPMs）の採択を受けて追加された用語を含んでいる。

本用語集は、第 11 回植物検疫措置に関する委員会（CPM、2016 年）までに承認された全ての用語及び定義を含む。角括弧内の参照は、用語及び定義の承認に関する参照であり、翻訳におけるその後の調整に関するものではない。

旧版の用語集と同様に、定義中の用語は、他の用語集の用語との関係を示すため、及び用語集内で記述された要素の不必要な反復を避けるために太字で印刷される。用語集にある語の派生語、例えば検査から派生した検査されたも用語集にある用語と見なされる。

## 植物検疫用語及び定義

\*は、当該用語が出版の時点で、用語集に関する技術パネルの作業プログラムの上にあること、つまり当該用語又は定義が将来改正されるか、又は削除され得ることを示す。

<b>absorbed dose</b>	吸収線量	Quantity of radiating energy absorbed per unit of mass of a specified target [ISPM 18, 2003, revised CPM, 2012]	特定の対象物の単位質量当たりに吸収される放射線エネルギー量 [ISPM No. 18, 2003, revised CPM, 2012]
<b>additional declaration</b>	追加記載	A statement that is required by an importing country to be entered on a <b>phytosanitary certificate</b> and which provides specific additional information on a <b>consignment</b> in relation to <b>regulated pests</b> or <b>regulated articles</b> [FAO, 1990; revised ICPM, 2005; CPM, 2016]	植物検疫証明書に記載することを輸入国が要求している記述であって、規制有害動植物又は規制品目に関連する積荷についての特定の追加情報を提供するもの [FAO, 1990; revised ICPM, 2005; CPM, 2016]
<b>area</b>	地域	An <b>officially</b> defined country, part of a country or all or parts of several countries [FAO, 1990; revised ISPM 2, 1995; CEPM, 1999; based on the World Trade Organization Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (WTO, 1994)]	公的に定められた国、国の一部、又は複数国の全部若しくは一部 [FAO, 1990; revised ISPM 2, 1995; CEPM, 1999; based on the World Trade Organization Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (WTO, 1994)]
<b>area endangered</b>	危険にさらされている地域	See <b>endangered area</b>	危険にさらされている地域を参照
<b>area of low pest prevalence</b>	有害動植物低発生地域	An <b>area</b> , whether all of a country, part of a country, or all or parts of several countries, as identified by the competent authorities, in which a specific <b>pest</b> is present at low levels and which is subject to effective <b>surveillance</b> or <b>control</b> measures [IPPC, 1997; revised CPM, 2015]	ある国の全部若しくは一部、又は複数国の全部若しくは一部であって、特定の有害動植物が低い水準で存在し、かつ、効果的なサーベイランス又は防除措置が適用されていることを権限のある当局が確認している地域 [IPPC, 1997; revised CPM, 2015]
<b>bark*</b>	樹皮	The layer of a wood trunk, branch or root outside the cambium [CPM, 2008]	形成層の外側にある木材の幹、枝又は根の層 [CPM, 2008]
<b>bark-free wood</b>	樹皮なし木材	<b>Wood</b> from which all <b>bark</b> , except ingrown bark around knots and bark pockets between rings of annual growth, has been removed [ISPM 15, 2002; revised CPM, 2008]	木節の周囲の内生樹皮及び年輪間の樹皮窪みを除く全ての樹皮が除去された木材 [ISPM 15, 2002; revised CPM, 2008]
<b>biological control agent</b>	生物的防除資材	A <b>natural enemy</b> , antagonist or competitor, or other organism, used for <b>pest control</b> [ISPM 3, 1995; revised ISPM 3, 2005]	有害動植物防除に使用される天敵、拮抗生物若しくは競合生物、又はその他の生物 [ISPM 3, 1995; revised ISPM 3, 2005]
<b>buffer zone</b>	緩衝地帯	An <b>area</b> surrounding or adjacent to an <b>area officially</b> delimited for	境界が設定された地域の内部又は外部への対象有害動植物のま

		phytosanitary purposes in order to minimize the probability of <b>spread</b> of the target <b>pest</b> into or out of the delimited <b>area</b> , and subject to phytosanitary or other <b>control</b> measures, if appropriate [ISPM 10, 1999; revised ISPM 22, 2005; CPM, 2007]	ん延の可能性を最小にするため、植物検疫上の目的で公的に境界が設定された <b>地域</b> の周辺又は隣接する <b>地域</b> であって、適当な場合には植物検疫措置又はその他の <b>防除</b> 措置が適用される地域 [ISPM 10, 1999; revised ISPM 22, 2005; CPM, 2007]
<b>bulbs and tubers (as a commodity class)*</b>	(物品群としての) 球根及び塊茎	Dormant underground parts of <b>plants</b> intended for <b>planting</b> (includes corms and rhizomes) [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]	栽培を目的とした <b>植物</b> の休眠地下部 (球茎及び根茎を含む) [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]
<b>chemical pressure impregnation</b>	薬品加圧注入	<b>Treatment</b> of <b>wood</b> with a chemical preservative through a process of pressure in accordance with an <b>official</b> technical specification [ISPM 15, 2002; revised ICPM, 2005]	公的な技術仕様書に従った、加圧工程による化学防腐剤を用いた <b>木材処理</b> [ISPM 15, 2002; revised ICPM, 2005]
<b>clearance (of a consignment)</b>	(積荷の) クリアランス	Verification of compliance with <b>phytosanitary regulations</b> [FAO, 1995]	<b>植物検疫規則</b> に適合していることの確認 [FAO, 1995]
<b>Commission</b>	委員会	The Commission on phytosanitary measures established under Article XI [IPPC, 1997]	第 11 条の規定に基づいて設立される植物検疫措置に関する委員会 [IPPC, 1997]
<b>commodity</b>	物品	A type of <b>plant</b> , <b>plant product</b> , or other article being moved for trade or other purpose [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]	貿易又はその他の目的のために移動される <b>植物</b> 、 <b>植物生産物</b> 又はその他の品目の種類 [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]
<b>commodity class*</b>	物品群	A category of similar <b>commodities</b> that can be considered together in <b>phytosanitary regulations</b> [FAO, 1990]	<b>植物検疫規則</b> 上、一緒に考慮することができる類似 <b>物品</b> の分類 [FAO, 1990]
<b>commodity pest list</b>	物品有害動植物リスト	A list of <b>pests</b> present in an <b>area</b> which may be associated with a specific <b>commodity</b> [CEPM, 1996; revised CPM, 2015]	ある特定の <b>物品</b> に関連した <b>地域</b> に存在する <b>有害動植物</b> のリスト [CEPM, 1996; revised CPM, 2015]
<b>compliance procedure (for a consignment)</b>	(積荷の) 適合確認手続	<b>Official</b> procedure used to verify that a <b>consignment</b> complies with <b>phytosanitary import requirements</b> or <b>phytosanitary measures</b> related to <b>transit</b> [CEPM, 1999; revised CPM, 2009]	積荷が <b>植物検疫輸入要件</b> 又は <b>トランジット</b> に関する <b>植物検疫措置</b> に適合していることを確認するために使用される <b>公的手続</b> [CEPM, 1999; revised CPM, 2009]
<b>consignment</b>	積荷	A quantity of <b>plants</b> , <b>plant products</b> or other articles being moved from one country to another and covered, when required, by a single <b>phytosanitary certificate</b> (a <b>consignment</b> may be composed of one or more <b>commodities</b> or <b>lots</b> ) [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]	ある国から他の国に移動され、必要な場合は、一通の <b>植物検疫証明書</b> の対象となる <b>植物</b> 、 <b>植物生産物</b> 又はその他の品目のひとまとまり (1つの <b>積荷</b> は、1つ以上の <b>物品</b> 又は <b>ロット</b> から構成される場合がある) [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]
<b>consignment in transit</b>	トランジット	A <b>consignment</b> which passes through a country without being	輸入されることなく、ある国を通過する <b>積荷</b> で、 <b>植物検疫措置</b> が

	ト中の積荷	imported, and that may be subject to <b>phytosanitary measures</b> [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CEPM 1999; ICPM, 2002; ISPM 25, 2006; formerly “country of transit”]	適用され得るもの [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CEPM 1999; ICPM, 2002; ISPM 25, 2006; formerly “country of transit”]
<b>containment</b>	封じ込め	Application of <b>phytosanitary measures</b> in and around an infested <b>area</b> to prevent <b>spread</b> of a <b>pest</b> [FAO, 1995]	有害動植物のまん延を防止するため発生地域内及びその周辺に植物検疫措置を適用すること [FAO, 1995]
<b>contaminating pest</b>	汚染有害動植物	A <b>pest</b> that is carried by a <b>commodity</b> , <b>packaging</b> , conveyance or container, or present in a storage place and that, in the case of <b>plants</b> and <b>plant products</b> , does not infest them [CEPM, 1996; revised CEPM, 1999; CPM,2018]	物品、こん包、運搬機関、容器によって運ばれ、又は貯蔵所に存在するが、それらが植物及び植物生産物の場合、それらに寄生しない有害動植物 [CEPM, 1996; 改正 CEPM, 1999; CPM,2018]
<b>contamination</b>	汚染	Presence of a <b>contaminating pest</b> or unintended presence of a <b>regulated articles</b> in or on a <b>commodity, packaging</b> , conveyance, container or storage place—[CEPM, 1997; revised CEPM, 1999 ; CPM,2018]	物品、こん包、運搬機関、容器若しくは貯蔵所の中又は上に汚染有害動植物が存在すること又は規制品目が意図せずに存在すること [CEPM, 1997; 改正 CEPM, 1999; CPM,2018]
<b>control (of a pest)</b>	(有害動植物の) 防除	<b>Suppression</b> , <b>containment</b> or <b>eradication</b> of a <b>pest</b> population [FAO, 1995]	有害動植物個体群の抑圧、封じ込め又は根絶 [FAO, 1995]
<b>corrective action plan (in an area)</b>	(地域の) 是正措置計画	Documented plan of <b>phytosanitary actions</b> to be implemented in an <b>area</b> officially delimited for phytosanitary purposes if a <b>pest</b> is detected or a tolerance level is exceeded or in the case of faulty implementation of officially established procedures [CPM, 2009]	有害動植物が発見された場合若しくは許容水準を超えた場合又は公的に定められた手続の実施が不完全な場合、植物検疫上の目的で公的に境界が設定された地域で実施される植物検疫行動の文書化された計画 [CPM, 2009]
<b>country of origin (of a consignment of plant products)</b>	(植物生産物の積荷の) 原産国	Country where the <b>plants</b> from which the <b>plant products</b> are derived were grown [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CEPM, 1999]	植物生産物の由来となる植物が生育した国 [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CEPM, 1999]
<b>country of origin (of a consignment of plants)</b>	(植物の積荷の) 原産国	Country where the <b>plants</b> were grown [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CEPM, 1999]	植物が生育した国 [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CEPM, 1999]
<b>country of origin (of regulated articles other than plants and</b>	(植物及び植物生産物以外の規制品目の) 原	Country where the <b>regulated articles</b> were first exposed to <b>contamination</b> by <b>pests</b> [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CEPM, 1999]	規制品目が有害動植物によって最初に汚染された国 [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CEPM, 1999]

<b>plant products)</b>	産国		
<b>cut flowers and branches (as a commodity class)*</b>	(物品群としての) 切花及び切枝	<b>Fresh parts of plants</b> intended for decorative use and not for <b>planting</b> [FAO, 1990; revised ICPM, 2001; revised CPM, 2015]	装飾的使用を目的とした栽培に供しない <b>植物</b> の生鮮な部分 [FAO, 1990; revised ICPM, 2001; revised CPM, 2015]
<b>debarked wood</b>	剥皮された木材	<b>Wood</b> that has been subjected to any process that results in the removal of <b>bark</b> . (Debarked wood is not necessarily <b>bark-free wood</b> .) [CPM, 2008; replacing “debarking”]	樹皮が除去されることとなる工程が適用された <b>木材</b> (剥皮された木材は必ずしも <b>樹皮なし木材</b> ではない) [CPM, 2008; relacing “debarking”]
<b>delimiting survey</b>	境界設定調査	<b>Survey</b> conducted to establish the boundaries of an <b>area</b> considered to be infested by or <b>free from a pest</b> [FAO, 1990]	<b>有害動植物</b> が発生しているか又は存在しないと考えられる <b>地域</b> の境界を設定するために行われる調査 [FAO, 1990]
<b>detection survey</b>	発生調査	<b>Survey</b> conducted in an <b>area</b> to determine if <b>pests</b> are present [FAO, 1990, revised FAO, 1995]	<b>有害動植物</b> が存在するかどうかを決定するために、ある <b>地域</b> において行われる調査 [FAO, 1990, revised FAO, 1995]
<b>detention</b>	係留	Keeping a <b>consignment</b> in <b>official custody</b> or confinement, as a <b>phytosanitary measure</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995; CEPM, 1999; ICPM, 2005]	<b>植物検疫措置</b> として、 <b>積荷</b> を公的な管理下に置く、又は封じ込めること [FAO, 1990; revised FAO, 1995; CEPM, 1999; ICPM, 2005]
<b>devitalization</b>	不活性化	A procedure rendering <b>plants</b> or <b>plant products</b> incapable of germination, growth or further reproduction [ICPM, 2001]	<b>植物</b> 又は <b>植物生産物</b> の発芽、生育又は更なる繁殖を不可能にする手順 [ICPM, 2001]
<b>dose mapping</b>	線量分布評価	Measurement of the <b>absorbed dose</b> distribution within a <b>process load</b> through the use of <b>dosimeters</b> placed at specific locations within the <b>process load</b> [ISPM 18, 2003]	<b>載荷量</b> 内での、特定の場所に設置した <b>線量計</b> を用いた当該 <b>載荷量</b> 内における <b>吸収線量</b> 分布の評価 [ISPM 18, 2003]
<b>dunnage</b>	ダンネージ	<b>Wood packaging material</b> used to secure or support a <b>commodity</b> but which does not remain associated with the <b>commodity</b> [FAO, 1990; revised ISPM 15, 2002]	<b>物品</b> を固定又は支持するために用いられる <b>木材</b> <b>こん包材</b> であるが、 <b>物品</b> に付随し続けない [FAO, 1990; revised ISPM 15, 2002]
<b>ecosystem</b>	生態系	A dynamic complex of <b>plant, animal</b> and micro-organism communities and their abiotic environment interacting as a functional unit [ISPM 3, 1995; revised ICPM, 2005]	<b>植物</b> 、 <b>動物</b> 、 <b>微生物群</b> とそれらを取り巻き機能単位として相互作用する非生物的環境から成る動的な複合体 [ISPM 3, 1995; revised ICPM, 2005]
<b>efficacy (of a treatment)</b>	(処理の) 有効性	A defined, measurable, and reproducible effect by a prescribed <b>treatment</b> [ISPM 18, 2003]	規定の <b>処理</b> による、一定で、測定可能で、かつ再現性のある効果 [ISPM 18, 2003]
<b>emergency action</b>	緊急行動	A prompt <b>phytosanitary action</b> undertaken in a new or unexpected phytosanitary situation [ICPM, 2001]	新たな又は予想外の <b>植物検疫状況</b> で行われる迅速な <b>植物検疫行動</b> [ICPM, 2001]
<b>emergency</b>	緊急措置	A <b>phytosanitary measure</b>	新たな又は予想外の <b>植物検疫状況</b>

<b>measure</b>		established as a matter of urgency in a new or unexpected phytosanitary situation. An emergency measure may or may not be a <b>provisional measure</b> [ICPM, 2001; revised ICPM, 2005]	況で緊急を要する事として制定される <b>植物検疫措置</b> 。緊急措置は <b>暫定措置</b> であることもそうでないこともあり得る [ICPM, 2001; revised ICPM, 2005]
<b>endangered area</b>	危険にさらされている地域	An <b>area</b> where ecological factors favour the <b>establishment</b> of a <b>pest</b> whose presence in the <b>area</b> will result in economically important loss [ISPM 2, 1995]	存在することによって、当該 <b>地域</b> に経済的に重大な損失をもたらす <b>有害動植物の定着</b> に適した生態学的要素を備えた <b>地域</b> [ISPM 2, 1995]
<b>entry (of a consignment)</b>	(積荷の) 搬入	Movement through a <b>point of entry</b> into an <b>area</b> [FAO, 1995]	<b>搬入地点</b> からある <b>地域</b> の中への移動 [FAO, 1995]
<b>entry (of a pest)</b>	(有害動植物の) 入り込み	Movement of a <b>pest</b> into an <b>area</b> where it is not yet present, or present but not widely distributed and being <b>officially controlled</b> [ISPM 2, 1995]	ある <b>有害動植物</b> がまだ存在しないか、又は存在するが広く分布しておらず、かつ、 <b>公的防除</b> が行われている <b>地域</b> への当該 <b>有害動植物</b> の移動 [ISPM 2, 1995]
<b>equivalence (of phytosanitary measures)</b>	(植物検疫措置の) 同等	The situation where, for a specified pest risk, different <b>phytosanitary measures</b> achieve a contracting party's appropriate level of protection [FAO, 1995; revised CEPM, 1999; based on the World Trade Organization Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (WTO, 1994); ISPM 24, 2005]	特定の病害虫リスクに対して、異なる <b>植物検疫措置</b> が、ある締約国の適切な保護の水準を達成する状況 [FAO, 1995; revised CEPM, 1999; based on the World Trade Organization Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (WTO, 1994); ISPM 24, 2005]
<b>eradication</b>	根絶	Application of <b>phytosanitary measures</b> to eliminate a <b>pest</b> from an <b>area</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly eradicate]	ある <b>地域</b> から、ある <b>有害動植物</b> を除去するための <b>植物検疫措置</b> の適用 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly eradicate]
<b>exclusion (of a pest)</b>	(有害動植物の) 排除	Application of <b>phytosanitary measures</b> to prevent the <b>entry</b> or <b>establishment</b> of a <b>pest</b> into an <b>area</b> . [CPM, 2018]	ある <b>地域</b> への <b>有害動植物</b> の <b>入り込み</b> 又は <b>定着</b> を防止するための <b>植物検疫措置</b> の適用 [CPM, 2018]
<b>establishment (of a pest)</b>	(有害動植物の) 定着	Perpetuation, for the foreseeable future, of a <b>pest</b> within an <b>area</b> after <b>entry</b> [FAO, 1990; revised ISPM 2, 1995; IPPC, 1997; formerly "established"]	ある <b>有害動植物</b> が、ある <b>地域</b> へ <b>入り込み</b> 、予見可能な将来にわたって存続すること [FAO, 1990; revised ISPM 2, 1995; IPPC, 1997; formerly "established"]
<b>field</b>	ほ場	A plot of land with defined boundaries within a <b>place of production</b> on which a <b>commodity</b> is grown [FAO, 1990]	ある <b>物品</b> が生育する <b>生産地</b> 内で、明確な境界を有する土地の1区画 [FAO, 1990]
<b>find free</b>	付着していないと判断する	To <b>inspect</b> a <b>consignment</b> , <b>field</b> or <b>place of production</b> and consider it to be <b>free from</b> a specific <b>pest</b> [FAO, 1990]	<b>積荷</b> 、 <b>ほ場</b> 又は <b>生産地</b> の <b>検査</b> を行い、ある特定の <b>有害動植物</b> が存在しないとみなすこと [FAO, 1990]
<b>free from (of a consignment,</b>	(積荷、ほ場又は生産	Without <b>pests</b> (or a specific <b>pest</b> ) in numbers or quantities that can	<b>植物検疫手続</b> を適用することにより発見できるだけの数又は量



<b>field or place of production)</b>	地(に)存在しない	be detected by the application of <b>phytosanitary procedures</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995; CEPM, 1999]	の有害動植物 (又はある特定の有害動植物) がいないこと [FAO, 1990; revised FAO, 1995; CEPM, 1999]
<b>fresh</b>	生鮮 (な)	Living; not dried, deep-frozen or otherwise conserved [FAO, 1990]	生きていること ; 乾燥、冷凍、又はその他の方法で保存されていないこと [FAO, 1990]
<b>fruits and vegetables (as a commodity class)*</b>	(物品群としての) 果実及び野菜	<b>Fresh parts of plants</b> intended for consumption or processing and not for <b>planting</b> [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]	消費又は加工を目的とした、栽培に供しない植物の生鮮な部分 [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]
<b>fumigation</b>	くん蒸	<b>Treatment</b> with a chemical agent that reaches the <b>commodity</b> wholly or primarily in a gaseous state [FAO, 1990; revised FAO, 1995]	完全に又は主にガス態で物品に到達する薬剤で行う処理 [FAO, 1990; revised FAO, 1995]
<b>germplasm</b>	生殖質	<b>Plants</b> intended for use in breeding or conservation programmes [FAO, 1990]	品種改良又は保存プログラムでの使用を目的とした植物 [FAO, 1990]
<b>grain (as a commodity class)*</b>	(物品群としての) 穀類	Seeds (in the botanical sense) for processing or consumption, but not for <b>planting</b> [FAO, 1990; revised ICPM, 2001; revised CPM, 2016]	加工又は消費で、栽培に供しない (植物学上の) 種子 [FAO, 1990; revised ICPM, 2001; revised CPM, 2016]
<b>growing medium</b>	栽培用資材	Any material in which <b>plant</b> roots are growing or intended for that purpose [FAO, 1990]	植物の根が生育しているか又はその目的に供されるあらゆる資材 [FAO, 1990]
<b>growing period</b>	生育期間	Period when plant species actively grows in an <b>area, place of production</b> or <b>production site</b> [ICPM, 2003; revised CPM, 2019]	ある植物種がある地域、生産地又は生産用地において活発に生育する期間 [ICPM, 2003; revised CPM, 2019]
<b>habitat</b>	生息地	Part of an <b>ecosystem</b> with conditions in which an organism is naturally present or can establish [ICPM, 2005; revised CPM, 2015]	生物が自然に存在する又は定着できるような条件を持つ、生態系の一部 [ICPM, 2005; revised CPM, 2015]
<b>harmonization</b>	調和	The establishment, recognition and application by different countries of <b>phytosanitary measures</b> based on common <b>standards</b> [FAO, 1995; revised CEPM, 1999; based on the World Trade Organization Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (WTO, 1994)]	様々な国が、共通の基準に基づいて、植物検疫措置の制定、認定及び適用を行うこと [FAO, 1995; revised CEPM, 1999; based on the World Trade Organization Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (WTO, 1994)]
<b>harmonized phytosanitary measures</b>	調和のとれた植物検疫措置	<b>Phytosanitary measures</b> established by contracting parties to the <b>IPPC</b> , based on <b>international standards</b> [IPPC, 1997]	国際基準に基づいて <b>IPPC</b> 締約国が定める植物検疫措置 [IPPC, 1997]
<b>heat treatment</b>	熱処理	The process in which a <b>commodity</b> is heated until it reaches a minimum temperature for a minimum period of time according	公的な技術仕様書に基づく、最短時間で、最低温度に達するまで物品が加熱される工程 [ISPM 15, 2002; revised ICPM, 2005]

		to an <b>official</b> technical specification [ISPM 15, 2002; revised ICPM, 2005]	
<b>host pest list</b>	寄主有害動物植物リスト	A list of <b>pests</b> that infest a <b>plant</b> species, globally or in an <b>area</b> [CEPM, 1996; revised CEPM, 1999]	世界的に又はある地域内において、ある植物種に寄生する有害動物植物のリスト [CEPM, 1996; revised CEPM, 1999]
<b>host range</b>	寄主範囲	Species capable, under natural conditions, of sustaining a specific <b>pest</b> or other organism [FAO, 1990; revised ISPM 3, 2005]	自然条件下で、ある特定の有害動物植物又は他の生物の寄主となり得る種 [FAO, 1990; revised ISPM 3, 2005]
<b>import permit</b>	輸入許可証	<b>Official</b> document authorizing importation of a <b>commodity</b> in accordance with specified <b>phytosanitary import requirements</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995; ICPM, 2005]	特定の植物検疫輸入要件に従って物品の輸入を認める公的な文書 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; ICPM, 2005]
<b>inactivation</b>	不活化	Rendering micro-organisms incapable of development [ISPM 18, 2003]	微生物を成長不能にすること [ISPM 18, 2003]
<b>incidence (of a pest)*</b>	(有害動物植物の) 発生率	Proportion or number of units in which a <b>pest</b> is present in a sample, <b>consignment</b> , <b>field</b> or other defined population [CPM, 2009]	サンプル、積荷、ほ場又はその他の定義された母集団中で、ある有害動物植物が存在する構成単位の比率又は数 [CPM, 2009]
<b>incursion</b>	流入	An isolated population of a <b>pest</b> recently detected in an <b>area</b> , not known to be <b>established</b> , but expected to survive for the immediate future [ICPM, 2003]	ある地域で最近発見され、定着したことは知られていないが、当面は生存すると予測される有害動物植物の孤立した個体群 [ICPM, 2003]
<b>infestation (of a commodity)</b>	(物品の) 寄生	Presence in a <b>commodity</b> of a living <b>pest</b> of the <b>plant</b> or <b>plant product</b> concerned. <b>Infestation</b> includes infection [CEPM, 1997; revised CEPM, 1999]	植物又は関係植物生産物の物品における生きた有害動物植物の存在。寄生は感染を含む。 [CEPM, 1997; revised CEPM, 1999]
<b>Inspection*</b>	検査	<b>Official visual examination</b> of <b>plants</b> , <b>plant products</b> or other <b>regulated articles</b> to determine if <b>pests</b> are present or to determine compliance with <b>phytosanitary regulations</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly “inspect”]	有害動物植物が存在しているかどうかを決定するため、又は植物検疫規則に適合していることを決定するための、植物、植物生産物又はその他の規制品目の公的な目視検査 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly “inspect”]
<b>inspector</b>	検査官	Person authorized by a <b>national plant protection organization</b> to discharge its functions [FAO, 1990]	国家植物防疫機関によりその任務を果たすために権限を与えられた者 [FAO, 1990]
<b>integrity (of a consignment)*</b>	(積荷の) 完全性	Composition of a <b>consignment</b> as described by its <b>phytosanitary certificate</b> or other <b>officially acceptable document</b> , maintained without loss, addition or substitution [CPM, 2007]	植物検疫証明書又はその他の公的に容認できる文書によって記載され、損失、追加又は置換することなく、維持された積荷の構成 [CPM, 2007]

<b>intended use</b>	予定される用途	Declared purpose for which <b>plants, plant products</b> , or other articles are imported, produced or used [ISPM 16, 2002; revised CPM, 2009]	植物、植物生産物又はその他の品目に対する、申告された輸入、生産、又は使用の目的 [ISPM 16, 2002; revised CPM, 2009]
<b>interception (of a consignment)</b>	(積荷の) 阻止	The <b>refusal</b> or controlled <b>entry</b> of an imported <b>consignment</b> due to failure to comply with <b>phytosanitary regulations</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995]	植物検疫規則に適合していなかったことによる、輸入された積荷の拒否又は管理された搬入 [FAO, 1990; revised FAO, 1995]
<b>interception (of a pest)</b>	(有害動植物の) 検出	The detection of a <b>pest</b> during <b>inspection</b> or <b>testing</b> of an imported <b>consignment</b> [FAO, 1990; revised CEPM, 1996]	輸入された積荷の検査又は検定における有害動植物の発見 [FAO, 1990; revised CEPM, 1996]
<b>intermediate quarantine</b>	中間検疫	<b>Quarantine</b> in a country other than the <b>country of origin</b> or destination [CEPM, 1996]	原産国又は仕向国以外の国での検疫 [CEPM, 1996]
<b>International Plant Protection Convention</b>	国際植物防疫条約	International Plant Protection Convention, as deposited with FAO in Rome in 1951 and as subsequently amended [FAO, 1990]	1951年にローマのFAOに批准書を寄託し、その後改正された国際植物防疫条約 [FAO, 1990]
<b>International Standard for Phytosanitary Measures</b>	植物検疫措置に関する国際基準	An <b>international standard</b> adopted by the Conference of FAO, the Interim Commission on Phytosanitary Measures or the Commission on Phytosanitary Measures, established under the <b>IPPC</b> [CEPM, 1996; revised CEPM, 1999]	FAO総会、 <b>IPPC</b> の下に設置された植物検疫措置に関する暫定委員会又は植物検疫措置に関する委員会によって採択された <b>国際基準</b> [CEPM, 1996; revised CEPM, 1999]
<b>international standards</b>	国際基準	International <b>standards</b> established in accordance with Article X paragraph 1 and 2 of the <b>IPPC</b> [IPPC, 1997]	<b>IPPC</b> の第10条1及び2の規定に従って定められる <b>国際基準</b> [IPPC, 1997]
<b>introduction (of a pest)</b>	(有害動植物の) 侵入	The <b>entry</b> of a <b>pest</b> resulting in its <b>establishment</b> [FAO, 1990; revised ISPM 2, 1995; IPPC, 1997]	定着する結果となる有害動植物の入り込み [FAO, 1990; revised ISPM 2, 1995; IPPC, 1997]
<b>inundative release</b>	大量放飼	The release of large numbers of mass-produced <b>biological control agents</b> or beneficial organisms with the expectation of achieving a rapid effect [ISPM 3, 1995; revised ISPM 3, 2005]	迅速な効果を期待して、大量生産された多数の <b>生物的防除資材</b> 又は有用生物を放飼すること [ISPM 3, 1995; revised ISPM 3, 2005]
<b>IPPC</b>	<b>IPPC</b>	<b>International Plant Protection Convention</b> , as deposited in 1951 with FAO in Rome and as subsequently amended [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]	1951年にローマのFAOに批准書を寄託し、その後改正された <b>国際植物防疫条約</b> [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]
<b>irradiation</b>	放射線照射	<b>Treatment</b> with any type of <b>ionizing radiation</b> [ISPM 18, 2003]	あらゆる種類の <b>電離放射線</b> による処理 [ISPM 18, 2003]
<b>ISPM</b>	<b>ISPM</b>	<b>International Standard for Phytosanitary Measures</b> [CEPM, 1996; revised ICPM, 2001]	植物検疫措置に関する <b>国際基準</b> [CEPM, 1996; revised ICPM, 2001]

<b>living modified organism</b>	改変された生物	Any living organism that possesses a novel combination of genetic material obtained through the use of <b>modern biotechnology</b> [Cartagena Protocol on Biosafety to the Convention on Biological Diversity (CBD, 2000)]	現代のバイオテクノロジーの利用によって得られる遺伝素材の新たな組合せを有するあらゆる生物 [Cartagena Protocol on Biosafety to the Convention on Biological Diversity (CBD, 2000)]
<b>LMO</b>	<b>LMO</b>	<b>living modified organism</b> [ISPM 11, 2004]	改変された生物 [ISPM 11, 2004]
<b>lot</b>	ロット	A number of units of a single <b>commodity</b> , identifiable by its homogeneity of composition, origin etc., forming part of a <b>consignment</b> [FAO, 1990]	単一の物品が集まったものであって、その構成物の均質性、原産地等により区別することができ、積荷の一部を構成するもの [FAO, 1990]
<b>minimum absorbed dose (Dmin)</b>	最小吸収線量 (Dmin)	The localized minimum <b>absorbed dose</b> within the <b>process load</b> [ISPM 18, 2003]	載荷量内の局所的な最小吸収線量 [ISPM 18, 2003]
<b>modern biotechnology</b>	現代のバイオテクノロジー	The application of: a. in vitro nucleic acid techniques, including recombinant deoxyribonucleic acid (DNA) and direct injection of nucleic acid into cells or organelles; or b. fusion of cells beyond the taxonomic family, that overcome natural physiological reproductive or recombination barriers and that are not techniques used in traditional breeding and selection. [Cartagena Protocol on Biosafety to the Convention on Biological Diversity (CBD, 2000)]	自然界における生理学上の生殖又は組換えの障壁を克服する技術であって伝統的な育種及び選抜において用いられない次のものを適用すること a. 生体外における核酸加工の技術 (組換えデオキシリボ核酸 (組換え DNA) の技術及び細胞又は細胞小器官に核酸を直接注入することを含む) b. 分類学上の科を超えた細胞の融合 [Cartagena Protocol on Biosafety to the Convention on Biological Diversity (CBD, 2000)]
<b>monitoring</b>	モニタリング	An <b>official</b> ongoing process to verify phytosanitary situations [CEPM, 1996]	植物検疫状況を確認するために、継続して実施される公的な手続 [CEPM, 1996]
<b>monitoring survey</b>	モニタリング調査	Ongoing <b>survey</b> to verify the characteristics of a <b>pest</b> population [ISPM 4, 1995]	ある有害動植物個体群の特性を確認するために継続して実施される調査 [ISPM 4, 1995]
<b>national plant protection organization</b>	国家植物防疫機関	<b>Official</b> service established by a government to discharge the functions specified by the <b>IPPC</b> [FAO, 1990; formerly “plant protection organization (national)”]	<b>IPPC</b> で定められている任務を果たすために政府によって設置された公的な機関 [FAO, 1990; formerly “plant protection organization (national)”]
<b>natural enemy</b>	天敵	An organism which lives at the expense of another organism in its area of origin and which may help to limit the population of that organism. This includes <b>parasitoids, parasites, predators, phytophagous organisms</b> and	原産地域において他の生物を犠牲にして生活し、その生物の個体数を制限するのに役立つ生物。これには捕食寄生者、寄生者、捕食者、食植性生物及び病原体を含む [ISPM 3, 1995;

		<b>pathogens</b> [ISPM 3, 1995; revised ISPM 3, 2005]	revised ISPM 3, 2005]
<b>non-quarantine pest</b>	非検疫有害動植物	<b>Pest</b> that is not a <b>quarantine pest</b> for an <b>area</b> [FAO, 1995]	ある地域にとって検疫有害動植物でない有害動植物 [FAO, 1995]
<b>NPPO</b>	<b>NPPO</b>	<b>National Plant Protection Organization</b> [FAO, 1990; ICPM, 2001]	国家植物防疫機関 [FAO, 1990; ICPM, 2001]
<b>official</b>	公的な	Established, authorized or performed by a <b>national plant protection organization</b> [FAO, 1990]	国家植物防疫機関によって制定され、権限が付与され、又は実施されること [FAO, 1990]
<b>official control</b>	公的防除	The active enforcement of mandatory <b>phytosanitary regulations</b> and the application of mandatory <b>phytosanitary procedures</b> with the objective of <b>eradication</b> or <b>containment</b> of <b>quarantine pests</b> or for the management of <b>regulated non-quarantine pests</b> [ICPM, 2001]	検疫有害動植物の根絶若しくは封じ込めを目的とする、又は規制非検疫有害動植物の管理のための、強制的な植物検疫規則の積極的施行及び強制的な植物検疫手続の適用 [ICPM, 2001]
<b>outbreak</b>	突発的発生	A recently detected <b>pest</b> population, including an <b>incursion</b> , or a sudden significant increase of an established <b>pest</b> population in an <b>area</b> [FAO, 1995; revised ICPM, 2003]	流入を含め、ある地域において新たに有害動植物個体群が発見されること、又は定着した有害動植物個体群の突然の著しい増加 [FAO, 1995; revised ICPM, 2003]
<b>packaging</b>	こん包	Material used in supporting, protecting or carrying a <b>commodity</b> [ISPM 20, 2004]	物品の支持、保護、又は運搬に使われる材料 [ISPM 20, 2004]
<b>parasite</b>	寄生者	An organism which lives on or in a larger organism, feeding upon it [ISPM 3, 1995]	より大型の生物の表面又は体内に生息し、それを摂食する生物 [ISPM 3, 1995]
<b>parasitoid</b>	捕食寄生者	An insect <b>parasitic</b> only in its immature stages, killing its host in the process of its development, and free living as an adult [ISPM 3, 1995]	未成熟な発育段階に限り寄生性を持ち、その成長の過程で寄主を殺し、成虫になると自由生活を送る昆虫 [ISPM 3, 1995]
<b>pathogen</b>	病原体	Micro-organism causing disease [ISPM 3, 1995]	病気の原因となる微生物 [ISPM 3, 1995]
<b>pathway</b>	経路	Any means that allows the <b>entry</b> or <b>spread</b> of a <b>pest</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995]	有害動植物の入り込み又はまん延を許すあらゆる手段 [FAO, 1990; revised FAO, 1995]
<b>pest</b>	有害動植物	Any species, strain or biotype of plant, animal or <b>pathogenic</b> agent injurious to <b>plants</b> or <b>plant products</b> . Note: In the IPPC, “plant pest” is sometimes used for the term “pest” [FAO, 1990; revised ISPM 2, 1995; IPPC, 1997; CPM, 2012]	植物、動物又は病原体のあらゆる種、ストレイン又はバイオタイプであって、植物又は植物生産物に有害なもの。注：IPPCでは、「植物の有害動植物」が「有害動植物」の用語として使用されることがある。 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; IPPC, 1997; CPM,

<b>pest categorization</b>	有害動植物の類別	The process for determining whether a <b>pest</b> has or has not the characteristics of a <b>quarantine pest</b> or those of a <b>regulated non-quarantine pest</b> [ISPM 11, 2001]	2012] ある有害動植物が検疫有害動植物又は規制非検疫有害動植物としての特性を有しているかどうかを決定する手続 [ISPM 11, 2001]
<b>pest diagnosis</b>	有害動植物診断	The process of detection and identification of a <b>pest</b> [ISPM 27, 2006]	有害動植物を発見し、同定する手続 [ISPM 27, 2006]
<b>pest free area</b>	有害動植物無発生地域	An <b>area</b> in which a specific <b>pest</b> is absent as demonstrated by scientific evidence and in which, where appropriate, this condition is being <b>officially</b> maintained [ISPM 2, 1995; revised CPM, 2015]	特定の有害動植物が存在しないことが科学的証拠によって証明され、適当な場合には、この状態が公的に維持されている地域 [ISPM 2, 1995; revised CPM, 2015]
<b>pest free place of production</b>	有害動植物無発生生産地	<b>Place of production</b> in which a specific <b>pest</b> is absent as demonstrated by scientific evidence and in which, where appropriate, this condition is being <b>officially</b> maintained for a defined period [ISPM 10, 1999; revised CPM, 2015]	特定の有害動植物が存在しないことが科学的証拠によって証明され、適当な場合には、この状態が一定期間公的に維持されている生産地 [ISPM 10, 1999]
<b>pest free production site</b>	有害動植物無発生生産用地	A <b>production site</b> in which a specific <b>pest</b> is absent, as demonstrated by scientific evidence, and in which, where appropriate, this condition is being <b>officially</b> maintained for a defined period [ISPM 10, 1999, revised CPM, 2015]	特定の有害動植物が存在しないことが科学的証拠によって証明され、適当な場合には、この状態が一定期間公的に維持されている生産用地 [ISPM 10, 1999, revised CPM, 2015]
<b>pest record</b>	有害動植物記録	A document providing information concerning the presence or absence of a specific <b>pest</b> at a particular location at a certain time, within an <b>area</b> (usually a country) under described circumstances [CEPM, 1997]	記述された状況の下で、ある地域（通常、国）において、ある時点における特定の場所での特定の有害動植物の存在又は非存在に関する情報を提供する文書 [CEPM, 1997]
<b>pest risk (for quarantine pests)</b>	(検疫有害動植物に関する) 病害虫リスク	The probability of <b>introduction</b> and <b>spread</b> of a <b>pest</b> and the magnitude of the associated potential economic consequences [ISPM 2, 2007]	ある有害動植物の侵入及びまん延の可能性とそれに関連する潜在的経済的重要性の程度 [ISPM 2, 2007]
<b>pest risk (for regulated non-quarantine pests)</b>	(規制非検疫有害動植物に関する) 病害虫リスク	The probability that a <b>pest</b> in <b>plants for planting</b> affects the <b>intended use</b> of those <b>plants</b> with an economically unacceptable impact [ISPM 2, 2007]	栽培用植物におけるある有害動植物が、それらの植物の予定される用途に容認し難い経済的影響を及ぼす可能性 [ISPM 2, 2007]
<b>pest risk analysis (agreed interpretation)</b>	病害虫リスクアナリシス (合意された解釈)	The process of evaluating biological or other scientific and economic evidence to determine whether an organism is a <b>pest</b> , whether it should be regulated, and	ある生物が有害動植物であるかどうか、規制されるべきかどうか、及びそれに対してとられる植物検疫措置の強さを決定するた

		the strength of any <b>phytosanitary measures</b> to be taken against it [ISPM 2, 1995; revised IPPC, 1997; ISPM 2, 2007]	めに、生物学的証拠又はその他の科学的証拠及び経済的証拠を評価する手続 [ISPM 2, 1995; revised IPPC, 1997; ISPM 2, 2007]
<b>pest risk assessment</b> (for <b>quarantine pests</b> )	(検疫有害動植物に関する) 病害虫リスク評価	Evaluation of the probability of the <b>introduction</b> and <b>spread</b> of a <b>pest</b> and the magnitude of the associated potential economic consequences [ISPM 2, 1995; revised ISPM 11, 2001; ISPM 2, 2007]	ある有害動植物の侵入及びまん延の可能性とそれに関連する潜在的経済的重要性の程度の評価 [ISPM 2, 1995; revised ISPM 11, 2001; ISPM 2, 2007]
<b>pest risk assessment</b> (for <b>regulated non-quarantine pests</b> )	(規制非検疫有害動植物に関する) 病害虫リスク評価	Evaluation of the probability that a <b>pest</b> in <b>plants for planting</b> affects the <b>intended use</b> of those <b>plants</b> with an economically unacceptable impact [ICPM, 2005]	栽培用植物におけるある有害動植物が、それらの植物の用途に容認し難い経済的影響を及ぼす可能性の評価 [ICPM, 2005]
<b>pest risk management</b> (for <b>quarantine pests</b> )	(検疫有害動植物に関する) 病害虫リスク管理	Evaluation and selection of options to reduce the risk of <b>introduction</b> and <b>spread</b> of a <b>pest</b> [ISPM 2, 1995; revised ISPM 11, 2001]	ある有害動植物の侵入及びまん延のリスクを低減するための選択肢の評価及び選択 [ISPM 2, 1995; revised ISPM 11, 2001]
<b>pest risk management</b> (for <b>regulated non-quarantine pests</b> )	(規制非検疫有害動植物に関する) 病害虫リスク管理	Evaluation and selection of options to reduce the risk that a <b>pest</b> in <b>plants for planting</b> causes an economically unacceptable impact on the <b>intended use</b> of those <b>plants</b> [ICPM, 2005]	栽培用植物におけるある有害動植物が、それらの植物の用途に容認し難い経済的影響を及ぼすリスクを低減するための選択肢の評価及び選択 [ICPM, 2005]
<b>pest status</b> (in an <b>area</b> )	(ある地域における) 有害動植物ステータス	Presence or absence, at the present time, of a <b>pest</b> in an <b>area</b> , including where appropriate its distribution, as <b>officially</b> determined using expert judgement on the basis of current and historical <b>pest records</b> and other information [CEPM, 1997; revised ICPM, 1998]	ある地域におけるある有害動植物の現時点における存在又は非存在であって、適当な場合、その分布を含む。現在及び過去の有害動植物記録、並びにその他の情報に基づいて専門家の判断を用いて公的に決定される。 [CEPM, 1997; revised ICPM, 1998]
<b>PFA</b>	<b>PFA</b>	<b>Pest free area</b> [ISPM 2, 1995; revised ICPM, 2001]	有害動植物無発生地域 [ISPM 2, 1995; revised ICPM, 2001]
<b>phytosanitary action</b>	植物検疫行動	An <b>official</b> operation, such as <b>inspection, testing, surveillance</b> or <b>treatment</b> , undertaken to implement <b>phytosanitary measures</b> [ICPM, 2001; revised ICPM, 2005]	検査、検定、サーベイランス又は処理などの公的な作業であって、植物検疫措置を実施するために行われるもの [ICPM, 2001; revised ICPM, 2005]
<b>phytosanitary certificate</b>	植物検疫証明書	An <b>official</b> paper document or its <b>official</b> electronic equivalent, consistent with the model certificates of the <b>IPPC</b> , attesting that a <b>consignment</b> meets <b>phytosanitary import requirements</b> [FAO, 1990; revised CPM, 2012]	公的な紙の文書又はそれと同等の公的な電子的文書であって、 <b>IPPC</b> の証明書様式に合致し、積荷が植物検疫輸入要件を満たすことを証明するもの [FAO, 1990]
<b>phytosanitary</b>	植物検疫証	Use of <b>phytosanitary procedures</b>	植物検疫証明書の発給に至る植

<b>certification</b>	明	leading to the issue of a <b>phytosanitary certificate</b> [FAO, 1990]	物検疫手続の使用[FAO, 1990]
<b>phytosanitary import requirements</b>	植物検疫輸入要件	Specific <b>phytosanitary measures</b> established by an importing country concerning <b>consignments</b> moving into that country [ICPM, 2005]	輸入国が当該国に移動する積荷に関して定める特定の植物検疫措置 [ICPM, 2005]
<b>phytosanitary legislation</b>	植物検疫法令	Basic laws granting legal authority to a <b>national plant protection organization</b> from which <b>phytosanitary regulations</b> may be drafted [FAO, 1990; revised FAO, 1995]	植物検疫規則を起草することができる国家植物防疫機関に法的権限を付与する基本法 [FAO, 1990; revised FAO, 1995]
<b>phytosanitary measure</b> (agreed interpretation)	植物検疫措置 (合意された解釈)	Any <b>legislation, regulation</b> or <b>official</b> procedure having the purpose to prevent the <b>introduction</b> or <b>spread</b> of <b>quarantine pests</b> , or to limit the economic impact of <b>regulated non-quarantine pests</b> [ISPM 4, 1995; revised IPPC, 1997; ICPM, 2002]	検疫有害動植物の侵入若しくはまん延を防止し、又は規制非検疫有害動植物の経済的影響を制限するための法令、規則又は公的手続 [ISPM 4, 1995; revised IPPC, 1997; ICPM, 2002]
植物検疫措置という用語の合意された解釈は、植物検疫措置の規制非検疫有害動植物との関係を明らかにした。この関係はIPPC(1997年)の第2条の定義に適切に反映されていない。			
<b>phytosanitary procedure</b>	植物検疫手続	Any <b>official</b> method for implementing <b>phytosanitary measures</b> including the performance of <b>inspections, tests, surveillance</b> or <b>treatments</b> in connection with <b>regulated pests</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995; CEPM, 1999; ICPM, 2001; ICPM, 2005]	規制有害動植物に関連した検査、検定、サーベイランス又は処理の実施を含む、植物検疫措置の実施のための公的な方法 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; CEPM, 1999; ICPM, 2001; ICPM, 2005]
<b>phytosanitary regulation</b>	植物検疫規則	<b>Official</b> rule to prevent the <b>introduction</b> or <b>spread</b> of <b>quarantine pests</b> , or to limit the economic impact of <b>regulated non-quarantine pests</b> , including establishment of procedures for <b>phytosanitary certification</b> [FAO, 1990; revised ISPM 4, 1995; CEPM, 1999; ICPM, 2001]	検疫有害動植物の侵入又はまん延を防止するための、又は規制非検疫有害動植物の経済的影響を制限するための公的な規則であって、植物検疫証明のための手続の制定を含む [FAO, 1990; revised ISPM 4, 1995; CEPM, 1999; ICPM, 2001]
<b>phytosanitary security</b> (of a consignment)*	(積荷の) 植物検疫上の安全性	Maintenance of the <b>integrity</b> of a <b>consignment</b> and prevention of its <b>infestation</b> and <b>contamination</b> by <b>regulated pests</b> , through the application of appropriate <b>phytosanitary measures</b> [CPM, 2009]	適当な植物検疫措置の適用による積荷の完全性の維持並びに規制有害動植物の寄生及び汚染の防止 [CPM, 2009]
<b>place of production</b>	生産地	Any premises or collection of <b>fields</b> operated as a single production or farming unit. [FAO, 1990; revised CEPM, 1999; CPM, 2015]	単一の生産若しくは農作の単位として運営される所有地又はほ場の集まり。 [FAO, 1990; revised CEPM, 1999; CPM, 2015]



<b>plant products</b>	植物生産物	Unmanufactured material of <b>plant</b> origin (including <b>grain</b> ) and those manufactured products that, by their nature or that of their processing, may create a risk for the <b>introduction</b> and <b>spread</b> of pests [FAO, 1990; revised IPPC, 1997; formerly “plant product”]	製品化されていない <b>植物</b> 由来の生産物（ <b>穀類</b> を含む）及び製品であって、その性質上又はその加工工程の性質上有害動植物の <b>侵入</b> 及び <b>まん延</b> のリスクを引き起こすおそれのあるもの [FAO, 1990; revised IPPC, 1997; formerly “plant product”]
<b>plant protection organization (national)</b>	（国家）植物防疫機関	See <b>national plant protection organization</b>	国家植物防疫機関を参照
<b>plant quarantine</b>	植物検疫	All activities designed to prevent the <b>introduction</b> or <b>spread</b> of <b>quarantine pests</b> or to ensure their <b>official control</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995]	検疫有害動植物の <b>侵入</b> 若しくは <b>まん延</b> を防ぐ、又は公的防除を確実にするために計画される全ての活動 [FAO, 1990; revised FAO, 1995]
<b>planting (including replanting)</b>	栽培（移植を含む）	Any operation for the placing of <b>plants</b> in a <b>growing medium</b> , or by grafting or similar operations, to ensure their subsequent growth, reproduction or propagation [FAO, 1990; revised CEPM, 1999]	<b>植物</b> の成長、繁殖又は増殖を確保するために、栽培用資材に移す作業、若しくは接ぎ木又は類似の作業 [FAO, 1990; revised CEPM, 1999]
<b>plants</b>	植物	Living plants and parts thereof, including <b>seeds</b> and <b>germplasm</b> [FAO, 1990; revised IPPC, 1997]	生きている植物及びその一部（ <b>種子</b> 及び <b>生殖質</b> を含む） [FAO, 1990; revised IPPC, 1997]
<b>plants for planting</b>	栽培用植物	<b>Plants</b> intended to remain <b>planted</b> , to be <b>planted</b> or <b>replanted</b> [FAO, 1990]	そのまま栽培され続ける、栽培される又は移植される予定の <b>植物</b> [FAO, 1990]
<b>plants in vitro (as a commodity class)*</b>	（物品群としての）組織培養植物	<b>Plants</b> growing in an aseptic medium in a closed container [FAO, 1990; revised CEPM, 1999; ICPM, 2002; formerly “plants in tissue culture”]	密閉された容器内の無菌培地で成長する <b>植物</b> [FAO, 1990; revised CEPM, 1999; ICPM, 2002; formerly “plants in tissue culture”]
<b>point of entry</b>	搬入地点	Airport, seaport land border point or any other location <b>officially</b> designated for the importation of <b>consignments</b> , or the entrance of passengers [FAO, 1995; revised CPM, 2015]	<b>積荷</b> の輸入又は旅客の入国のために <b>公的に</b> 指定された空港、海港、国境上の地点又はその他の場所 [FAO, 1995]
<b>post-entry quarantine</b>	隔離検疫	<b>Quarantine</b> applied to a <b>consignment</b> after <b>entry</b> [FAO, 1995]	搬入後の <b>積荷</b> に適用される <b>検疫</b> [FAO, 1995]
<b>PRA</b>	<b>PRA</b>	<b>Pest risk analysis</b> [ISPM 2, 1995; revised ICPM, 2001]	病害虫リスクアナリシス [ISPM 2, 1995; revised ICPM, 2001]
<b>PRA area</b>	<b>PRA</b> 地域	<b>Area</b> in relation to which a <b>pest risk analysis</b> is conducted [ISPM 2, 1995]	病害虫リスクアナリシスの対象となる地域 [ISPM 2, 1995]
<b>practically free (of a consignment, field or place of</b>	（積荷、ほ場又は生産地が）実質的に侵され	Without <b>pests</b> (or a specific <b>pest</b> ) in numbers or quantities in excess of those that can be expected to result from, and be consistent with	物品の生産及び流通においてとられる良好な栽培慣行及び出荷慣行に由来し、それらに見合っているとと思われる頭数又は量を越

<b>production)</b>	ていない	good cultural and handling practices employed in the production and marketing of the <b>commodity</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995]	えて、 <b>有害動植物</b> （又はある特定の <b>有害動植物</b> ）がないこと [FAO, 1990; revised FAO, 1995]
<b>predator</b>	捕食者	A <b>natural enemy</b> that preys and feeds on other animal organisms, more than one of which are killed during its lifetime [ISPM 3, 1996]	他の動物性の生物を捕食及び摂食し、生涯に一個体以上を殺す <b>天敵</b> [ISPM 3, 1996]
<b>process load</b>	載荷量	A volume of material with a specified loading configuration and treated as a single entity [ISPM 18, 2003]	特定の載荷形態を有し、単体として処理される資材の量 [ISPM 18, 2003]
<b>processed wood material</b>	加工木材資材	Products that are a composite of <b>wood</b> constructed using glue, heat and pressure, or any combination thereof [ISPM 15, 2002]	接着剤、熱及び圧力又はそのいずれかの組合せを用いて組み立てられた木材の合成物である製品 [ISPM 15, 2002]
<b>production site</b>	生産用地	A defined part of a <b>place of production</b> , that is managed as a separate unit for phytosanitary purposes [CPM, 2015]	<b>生産地</b> の特定の部分であり、植物検疫上の目的で独立した単位として管理されるもの
<b>prohibition</b>	禁止	A <b>phytosanitary regulation</b> forbidding the importation or movement of specified <b>pests</b> or <b>commodities</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995]	特定の <b>有害動植物</b> 若しくは物品の輸入又は移動を禁止する <b>植物検疫規則</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995]
<b>provisional measure</b>	暫定措置	A <b>phytosanitary regulation</b> or procedure established without full <b>technical justification</b> owing to current lack of adequate information. A <b>provisional measure</b> is subjected to periodic review and full technical justification as soon as possible [ICPM, 2001]	現在の適切な情報の不足により、十分な <b>技術的正当化</b> なしに定められる <b>植物検疫規則</b> 又は <b>手続</b> 。 <b>暫定措置</b> は、定期的に見直されるとともに、可能な限り速やかに十分に技術的に正当化されることが必要となる。 [ICPM, 2001]
<b>quarantine</b>	検疫	<b>Official</b> confinement of <b>regulated articles, pests or beneficial organisms for inspection, testing, or treatment, observation or research</b> [FAO, 1990; revised ISPM3, 1995; CEPM, 1999; CPM,2018]	<b>検査、試験、処理、観察又は調査のための規制品目、有害動植物又は有用生物の公的な封じ込め</b> [FAO, 1990; 改正 ISPM3, 1995; CEPM, 1999; CPM,2018]
<b>quarantine area*</b>	検疫地域	An <b>area</b> within which a <b>quarantine pest</b> is present and is being <b>officially controlled</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995]	<b>検疫有害動植物</b> が存在し、 <b>公的防除</b> が行われている <b>地域</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995]
<b>quarantine pest</b>	検疫有害動植物	A <b>pest</b> of potential economic importance to the <b>area endangered</b> thereby and not yet present there, or present but not widely distributed and being <b>officially controlled</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995; IPPC 1997]	これにより <b>危険</b> にさらされている <b>地域</b> の <b>経済</b> に <b>重大な影響</b> を及ぼすおそれのある <b>有害動植物</b> であって、まだその地域に存在しないか、又は存在するが広く分布しておらず、かつ、 <b>公的防除</b> が行わ

<b>quarantine station</b>	検疫所	<b>Official station for holding plants or plant products or other regulated articles, including beneficial organisms, in quarantine</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly “quarantine station or facility”; CPM, 2015]	れているもの [FAO, 1990; revised FAO, 1995; IPPC 1997] 植物、植物生産物又は有用生物を含むその他の規制品目を、検疫中に留め置く公的な部署 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; formerly “quarantine station or facility”; CPM, 2015]
<b>raw wood</b>	原木	<b>Wood</b> which has not undergone processing or <b>treatment</b> [ISPM 15, 2002]	加工又は処理を受けていない木材 [ISPM 15, 2002]
<b>re-exported consignment</b>	再輸出積荷	<b>Consignment</b> that has been imported into a country from which it is then exported. The <b>consignment</b> may be stored, split up, combined with other <b>consignments</b> or have its <b>packaging</b> changed [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CEPM, 1999; ICPM, 2001; ICPM, 2002; formerly “country of re-export”]	ある国に輸入され、その後輸出される積荷。その積荷は保管され、分割され、他の積荷と結合され又はそのこん包が変更されることがある [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CEPM, 1999; ICPM, 2001; ICPM, 2002; formerly “country of re-export”]
<b>reference specimen</b>	参照標本	Specimen, from a population of a specific organism, conserved and accessible for the purpose of identification, verification or comparison [ISPM 3, 2005; revised CPM, 2009]	同定、照合又は比較のため、利用しやすい形で保存された特定の生物の個体群からの標本 [ISPM No. 3, 2005; revised CPM, 2009]
<b>refusal</b>	拒否	Forbidding <b>entry</b> of a <b>consignment</b> or other <b>regulated article</b> when it fails to comply with <b>phytosanitary regulations</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995]	積荷又はその他の規制品目が植物検疫規則に適合しないとき、それらの搬入を禁止すること [FAO, 1990; revised FAO, 1995]
<b>regional plant protection organization</b>	地域的植物防疫機関	An intergovernmental organization with the functions laid down by Article IX of the <b>IPPC</b> [FAO, 1990; revised FAO, 1995; CEPM, 1999; formerly “plant protection organization (regional)”]	<b>IPPC</b> 第9条で規定されている任務を有する政府間の機関 [FAO, 1990; revised FAO, 1995; CEPM, 1999; formerly “plant protection organization (regional)”]
<b>regional standards</b>	地域基準	<b>Standards</b> established by a <b>regional plant protection organization</b> for the guidance of the members of that organization [IPPC, 1997]	地域的植物防疫機関がその加盟国の指針のために定める基準 [IPPC, 1997]
<b>regulated area</b>	規制地域	An <b>area</b> into which, within which or from which <b>plants, plant products</b> and other <b>regulated articles</b> are subjected to <b>phytosanitary measures</b> [CEPM, 1996; revised CEPM, 1999; ICPM, 2001]	その場所に移入されるか、その場所内に存在するか、又はその場所から移出される植物、植物生産物及びその他の規制品目に対し、植物検疫措置が適用されている地域 [CEPM, 1996; revised CEPM, 1999; ICPM, 2001]
<b>regulated article</b>	規制品目	Any <b>plant, plant product, storage place, packaging, conveyance, container, soil</b> and any other	特に国際輸送に関係して、有害動植物が宿り、又はまん延する可能性のある植物、植物生産物、貯

		organism, object or material capable of harbouring or spreading <b>pests</b> , deemed to require <b>phytosanitary measures</b> , particularly where international transportation is involved [FAO, 1990; revised FAO, 1995; IPPC, 1997]	蔵所、包装、運搬機関、容器、土壌その他の生物、物及び材料であって、植物検疫措置が必要とみなされるもの [FAO, 1990; revised FAO, 1995; IPPC, 1997]
<b>regulated non-quarantine pest</b>	規制非検疫有害動植物	A <b>non-quarantine pest</b> whose presence in <b>plants for planting</b> affects the <b>intended use</b> of those <b>plants</b> with an economically unacceptable impact and which is therefore regulated within the territory of the importing contracting party [IPPC, 1997]	栽培用植物に存在する非検疫有害動植物であって、その用途に容認しがたい経済的影響を及ぼすものであり、そのために輸入締約国の領域内において規制されるもの [IPPC, 1997]
<b>regulated pest</b>	規制有害動植物	A <b>quarantine pest</b> or a <b>regulated non-quarantine pest</b> [IPPC, 1997]	検疫有害動植物又は規制非検疫有害動植物 [IPPC, 1997]
<b>release (into the environment)</b>	(環境への) 放飼	Intentional liberation of an organism into the environment [ISPM 3, 1995]	環境への生物の意図的な解放 [ISPM 3, 1995]
<b>release (of a consignment)</b>	(積荷の) 引渡し	Authorization for <b>entry</b> after <b>clearance</b> [FAO, 1995]	クリアランス後に搬入を認めること [FAO, 1995]
<b>replanting</b>	移植	See <b>planting</b>	栽培を参照
<b>required response</b>	要求されるレスポンス	A specified level of effect for a <b>treatment</b> [ISPM 18, 2003]	処理効果の特定の水準 [ISPM 18, 2003]
<b>RNQP</b>	<b>RNQP</b>	<b>Regulated non-quarantine pest</b> [ISPM 16, 2002]	規制非検疫有害動植物 [ISPM 16, 2002]
<b>round wood</b>	丸太	<b>Wood</b> not sawn longitudinally, carrying its natural rounded surface, with or without <b>bark</b> [FAO, 1990]	樹皮の有無にかかわらず、本来の表面の丸みを備えているもので縦引きされていない木材 [FAO, 1990]
<b>RPPO</b>	<b>RPPO</b>	<b>Regional Plant Protection Organization</b> [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]	地域的植物防疫機関 [FAO, 1990; revised ICPM, 2001]
<b>sawn wood</b>	挽立材	<b>Wood</b> sawn longitudinally, with or without its natural rounded surface with or without <b>bark</b> [FAO, 1990]	本来の表面の丸みや樹皮の有無にかかわらず、縦引きされている木材 [FAO, 1990]
<b>Secretary</b>	事務局長	<b>Secretary</b> of the <b>Commission</b> appointed pursuant to Article XII [IPPC, 1997]	第12条の規定に従って任命された委員会の事務局長 [IPPC, 1997]
<b>seeds (as a commodity class)*</b>	(物品群としての) 種子	Seeds (in the botanical sense) for <b>planting</b> [FAO, 1990; revised ICPM, 2001; CPM, 2016]	栽培用の(植物学上の)種子 [FAO, 1990; revised ICPM, 2001; CPM, 2016]
<b>SIT</b>	<b>SIT</b>	<b>sterile insect technique</b> [ISPM 3, 2005]	不妊虫法 [ISPM 3, 2005]
<b>spread (of a pest)</b>	(有害動植物の) まん延	Expansion of the geographical distribution of a <b>pest</b> within an <b>area</b> [ISPM 2, 1995]	ある地域内で、ある有害動植物の地理的分布が拡大すること [ISPM 2, 1995]
<b>standard</b>	基準	Document established by consensus and approved by a	与えられた状況において最適な

		recognized body that provides for common and repeated use, rules, guidelines or characteristics for activities or their results, aimed at the achievement of the optimum degree of order in a given context [FAO, 1995; ISO/IEC Guide 2:1991 definition]	秩序を達成することを目的に、共通的に繰り返して使用するために、活動又はその結果に関する規則、指針又は特性を規定する文書であって、合意によって確立し、一般に認められている団体によって承認されているもの [FAO, 1995; ISO/IEC Guide 2:1991 definition]
sterile insect	不妊虫	An insect that, as a result of a specific treatment, is unable to reproduce [ISPM 3, 2005]	特定の処理の結果、繁殖することができない昆虫 [ISPM 3, 2005]
sterile insect technique	不妊虫法	Method of <b>pest control</b> using area-wide <b>inundative release of sterile insects</b> to reduce reproduction in a field population of the same species [ISPM 3, 2005]	同種のは場個体群の繁殖を減少させるために、 <b>不妊虫</b> を広範囲に <b>大量放飼</b> する <b>病害虫防除法</b> [ISPM 3, 2005]
stored product	貯蔵生産物	Unmanufactured <b>plant product</b> intended for consumption or processing, stored in a dried form (this includes in particular <b>grain</b> and dried <b>fruits and vegetables</b> ) [FAO, 1990]	消費又は加工を目的とした製品化されていない <b>植物生産物</b> であって、乾燥された状態で保管されるもの(これは特に <b>穀類</b> 及び乾燥 <b>果実</b> 及び <b>野菜</b> を含む) [FAO, 1990]
suppression	抑圧	The application of <b>phytosanitary measures</b> in an infested area to reduce <b>pest</b> populations [FAO, 1995; revised CEPM, 1999]	<b>有害動植物</b> の個体群を減少させるために <b>発生地域</b> で <b>植物検疫措置</b> を適用すること [FAO, 1995; revised CEPM, 1999]
surveillance	サーベイランス	An <b>official</b> process which collects and records data on <b>pest</b> presence or absence by <b>survey, monitoring</b> or other procedures [CEPM, 1996; revised CPM, 2015]	<b>調査</b> 、 <b>モニタリング</b> 又はその他の <b>手続</b> によって <b>有害動植物</b> の存在又は非存在に関するデータを収集し、記録する <b>公的な手続</b> [CEPM, 1996; revised CPM, 2015]
survey (of pests)	(有害動植物の) 調査	An <b>official</b> procedure conducted over a defined period to determine the presence or absence of <b>pests</b> , or the boundaries or characteristics of a <b>pest</b> population. in an <b>area, place of production or production site</b> [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CPM, 2015; CPM, 2019]	ある <b>地域</b> 、 <b>生産地</b> 又は <b>生産用地</b> における <b>有害動植物</b> の存在若しくは非存在、又は <b>有害動植物</b> の個体群の境界若しくは特性を決定するために一定期間に渡って実施される <b>公的な手続</b> [FAO, 1990; revised CEPM, 1996; CPM, 2015; CPM, 2019]
systems approach	システムズアプローチ	A <b>pest risk management</b> option that integrates different measures, at least two of which act independently, with cumulative effect [ISPM 14, 2002; revised ICPM, 2005; CPM, 2015]	異なる措置を集約する <b>病害虫リスク管理</b> の <b>選択肢</b> であって、そのうち少なくとも2つは独立して機能し、 <b>累積的な効果</b> があるもの [ISPM 14, 2002; revised ICPM, 2005; CPM, 2015]
technically justified	技術的に正当な	Justified on the basis of conclusions reached by using an appropriate <b>pest risk analysis</b> or, where applicable, another comparable examination and	適切な <b>病害虫リスクアナリシス</b> を用いて、又は <b>適当な場合</b> には、入手可能な科学的情報による他の同等の検討及び評価を用いて得られた結論に基づき <b>正当な</b> も

		evaluation of available scientific information [IPPC, 1997]	のであること [IPPC, 1997]
test	検定	<b>Official examination of plants, plant products or other regulated articles</b> , other than visual, to determine if <b>pests</b> are present, identify <b>pests</b> or determine compliance with specific phytosanitary requirements [FAO, 1990;CPM,2018]	有害動植物が存在するか判定し、有害動植物を同定し又は特定の植物検疫要件に適合していることを判定するための、植物、植物生産物、あるいはその他の規制品目の目視以外の公的な試験 [FAO, 1990;CPM,2018]
tolerance level (of a pest)	(有害動植物の) 許容水準	<b>Incidence of a pest</b> specified as a threshold for action to <b>control that pest</b> or to prevent its <b>spread or introduction</b> [CPM, 2009]	有害動植物を防除し、又はまん延若しくは侵入を防止するための行動をとる閾値として、定められる有害動植物の発生率 [CPM, 2009]
transience	一時的発生	Presence of a <b>pest</b> that is not expected to lead to <b>establishment</b> [ISPM 8, 1998]	定着に至るとは予測されない有害動植物の存在 [ISPM 8, 1998]
transit	トランジット	See <b>consignment in transit</b>	トランジット中の積荷を参照
transparency	透明性	The principle of making available, at the international level, <b>phytosanitary measures</b> and their rationale [FAO, 1995; revised CEPM, 1999; based on the World Trade Organization Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures]	国際的レベルで植物検疫措置とその必要性を提供する原則 [FAO, 1995; revised CEPM, 1999; based on the World Trade Organization Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures]
treatment*	処理	<b>Official</b> procedure for the killing, <b>inactivation</b> or removal of <b>pests</b> , or for rendering <b>pests</b> infertile or for <b>devitalization</b> [FAO, 1990, revised FAO, 1995; ISPM 15, 2002; ISPM 18, 2003; ICPM, 2005]	有害動植物の殺虫（殺菌）、不活化若しくは除去、有害動植物の不妊化又は不活性化のための公的な手続 [FAO, 1990, revised FAO, 1995; ISPM 15, 2002; ISPM 18, 2003; ICPM, 2005]
treatment schedule	処理基準	The critical parameters of a <b>treatment</b> which need to be met to achieve the intended outcome (i.e. the killing, <b>inactivation</b> or removal of <b>pests</b> , or rendering <b>pests</b> infertile, or <b>devitalization</b> ) at a stated <b>efficacy</b> [ISPM 28, 2007]	所定の有効性で意図した結果(例えば、有害動植物の殺虫（殺菌）、不活化若しくは除去、有害動植物の不妊化又は不活性化)を達成するために満たされる必要がある処理の重要なパラメーター [ISPM 28, 2007]
visual examination	目視検査	Examination using the unaided eye, lens, stereoscope or other optical microscope [ISPM 23, 2005;CPM,2018]	肉眼、レンズ、実体顕微鏡あるいはその他の光学顕微鏡を用いる。試験 [ISPM 23,2005;CPM,2018]
wood (as a commodity class)*	(物品群としての) 木材	<b>Commodities</b> such as <b>round wood, sawn wood</b> , wood chips and wood residue, with or without <b>bark</b> excluding <b>wood packaging material, processed wood material</b> and bamboo products [FAO, 1990; revised ICPM, 2001,	樹皮の有無にかかわらず、丸太、挽立材、木材チップ又は木材残さといった物品であって、木材くん包材、加工木材資材、竹製品を除く。 [FAO, 1990; revised ICPM, 2001, CPM, 2016]

<b>wood packaging material</b>	木材こん包材	CPM, 2016] <b>Wood</b> or wood products (excluding paper products) used in supporting, protecting or carrying a <b>commodity</b> (includes <b>dunnage</b> ) [ISPM 15, 2002]	物品の支持、保護又は運搬に用いる <b>木材</b> 又は木材生産物(紙産品を除く)( <b>ダンネージ</b> を含む) [ISPM 15, 2002]
--------------------------------	--------	--	---

本補足は 2001 年 4 月の第 3 回植物検疫措置に関する暫定委員会によって最初に採択された。  
本補足の最初の改正は 2012 年 3 月の第 7 回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。

本補足は、本基準の規定部分である。

## 補足 1: 「公的防除」及び「広く分布していない」の概念の解釈及び適用に関する指針

### 序論

#### 適用範囲

本補足は、次のことに関する指針を定める。

- 規制有害動植物の公的防除、及び
- ある有害動植物が検疫有害動植物としての資格を持つか否かに関する決定のための、有害動植物が存在するが広く分布していないと考えられるときの決定

#### 参照

本基準は ISPM を参照する。ISPM は国際植物検疫ポータル (IPP - [www.IPPC.int](http://www.IPPC.int)) で入手できる。

#### 定義

公的防除は、次のように定義される。

検疫有害動植物の根絶若しくは封じ込めを目的とする、又は規制非検疫有害動植物の管理のための、強制的な植物検疫規則の積極的施行及び強制的な植物検疫手続の適用。

#### 背景

「存在するが広く分布しておらず、かつ、公的防除が行われている」という言葉は、検疫有害動植物の定義における重要な概念を表す。その定義に基づき、検疫有害動植物は常に、危険にさらされている地域の経済に重大な影響を及ぼすおそれなくてはならない。加えてそれは、その地域に存在しないことの基準を満たすか、又は存在するが広く分布しておらず、かつ公的防除が適用されていることの複合的な基準を満たさなければならない。植物検疫用語集は、「公的な」を「NPPO によって制定され、権限が付与され、又は実施されること」と定義し、防除を「有害動植物個体群の抑圧、封じ込め又は根絶」と定義する。しかし、植物検疫上の目的では、公的防除の概念は、これら二つの定義の組合せによっては適切に表現されない。

本補足の目的は、次のことの解釈をより正確に記述することである。

- 公的防除の概念並びに地域に存在する検疫有害動植物及び規制非検疫有害動植物へのその実際の適用、及び
- 検疫有害動植物に対する「存在するが広く分布しておらず、かつ、公的防除の下にある」の概念

「広く分布していない」は、ISPM 8 に掲げられた有害動植物ステータスの記述に含まれる用語ではない。

### 要件

#### 1. 一般要件

公的防除は、ISPM 1、特に無差別、透明性、植物検疫措置の同等及び病虫害リスクアナリシスの原則が適用される。

#### 1.1 公的防除

公的防除には、次のものを含む。



- 発生地域における根絶及び/又は封じ込め
- 危険にさらされている地域におけるサーベイランス
- 輸入時に適用される植物検疫措置を含む、規制地域内移動及び規制地域への移動に関する制限

全ての公的防除プログラムは、強制的要素を持つ。同じ目的で輸入時に適用される植物検疫措置を正当化するには、防除の必要性和効果を決定するために、少なくとも、プログラムの評価及び有害動植物のサーベイランスが公的防除プログラムにおいて要求される。輸入時に適用される植物検疫措置は、無差別の原則に適合すべきである（下記セクション 2.2 を参照）。

検疫有害動植物に対しては、根絶及び封じ込めは、抑圧の要素を持つことができる。規制非検疫有害動植物に対しては、抑圧は、栽培用植物の用途に適用されるときに、容認し難い経済的影響を回避するよう使用することができる。

## 1.2 広く分布していない

「広く分布していない」は、地域内の有害動植物の発生及び分布に言及する概念である。有害動植物は、存在し、地域内に広く分布するもの、若しくは広く分布していないもの、又は存在しないものに分類される場合がある。病害虫リスクアナリシス（PRA）においては、有害動植物が広く分布していないか否かの決定が、有害動植物の分類の段階で行われる。一時的発生は、有害動植物が定着することが予測されないことを意味しており、それゆえに「広く分布していない」の概念に関連しない。

存在するが広く分布していない検疫有害動植物の場合、輸入国は、発生地域及び危険にさらされている地域を定義すべきである。検疫有害動植物が広く分布していないと考えられるとき、このことは、有害動植物がその潜在的な分布の一部に限定され、その侵入又はまん延により経済的損失のリスクを持つ有害動植物が存在しない地域があることを意味している。これらの危険にさらされている地域は、隣接する必要はないが、複数の異なる部分からなる場合がある。有害動植物が広く分布していないことの宣言を正当化するためには、危険にさらされている地域の記述及び境界設定が、要請された場合に提供されるべきである。分布のあらゆる分類には、ある程度の不確実性が付随する。その分類も継時的に変化し得る。

有害動植物が広く分布していない地域は、経済的影響を受ける地域（例えば危険にさらされている地域）であって、その有害動植物が公的防除の下にあるか、又はその公的防除が検討されている地域と同じであるべきである。有害動植物の分布の考慮を含む、有害動植物を検疫有害動植物とすること及びその有害動植物を公的防除の下に置くことの決定は、一般的に国全体を対象に行われる。しかし、場合によっては、国全体というよりも国の一部で、検疫有害動植物として有害動植物を規制することがより適当な場合がある。植物検疫措置の決定において考慮されなければならないことは、その有害動植物のこれらの一部に対する潜在的な経済的重要性である。これが適当な事例としては、国の領土が一つ以上の島を含む場合、又は気候により特定の作物が特定の地域に限定される大きな国のように、有害動植物の定着及びまん延に対する自然又は人工的に作られた障壁がある場合である。

## 1.3 公的防除を適用することの決定

国家植物防疫機関（NPPO）は、潜在的な経済的重要性を持つ有害動植物であって、存在するが広く分布していないものを公的に防除するか否か、PRA からの関連要素、例えば、特定の有害動植物を規制する費用及び便益並びに特定の地域内で有害動植物を防除する技術的及び設備上の能力を考慮して選択することができる。その有害動植物に公的防除が適用されない場合、それは検疫有害動植物としての資格を持たない。

## 2. 特定要件

満たされるべき特定要件は、病害虫リスクアナリシス、技術的正当化、無差別、透明性、施行、公的防除の強制性、適用地域並びに公的防除における NPPO の権限及び関与に関連する。

### 2.1 技術的正当化

国内要件と植物検疫輸入要件は、技術的に正当化されるべきであり、無差別な植物検疫措置となるべきである。

検疫有害動植物の定義の適用には、経済に重大な影響を及ぼすおそれ、潜在的分布及び公的防除プログラムの知識（ISPM 2）が必要である。存在し、広く分布する病害虫か、存在するが広く分布していない病害虫かの分類は、その潜在的分布に関連して決定される。この潜在的分布は、例えば、寄主が存在し、気候及び土壌といった環境的要素が好ましい場合のような機会があれば、有害動植物が定着できる地域を表す。ISPM 11 は、病害虫リスクアナリシスを行うときに、定着及びまん延の可能性を評価する中で考慮されるべき要素に関して指針を定める。存在するが広く分布していない有害動植物の場合、経済に重大な影響を及ぼすおそれの評価は、その有害動植物が定着していない地域に関連するべきである。

サーベイランスは、有害動植物が広く分布していないか否かを更に検討する根拠として、地域内の有害動植物の分布を決定するために用いられるべきである。ISPM 6 はサーベイランスに関する指針を定めており、透明性に関する規定を含む。有害動植物の生活環、分散方法及び繁殖速度といった生物学的要素が、サーベイランスプログラムの計画、調査データの解釈及び広く分布しないものとしての有害動植物の分類における信頼水準に影響し得る。地域における有害動植物の分布は、静的な状態ではない。条件の変更又は新しい情報により、有害動植物が広く分布しないか否か、再検討が必要となる場合がある。

## 2.2 無差別

国内要件と植物検疫輸入要件との間には、無差別の原則が基本である。特に、輸入のための要件は、輸入国における公的防除の効果より厳しくするべきでない。それゆえ、特定の有害動植物に対する国内要件と植物検疫輸入要件の間には、次のような整合性があるべきである。

- 輸入要件は、国内要件より厳しくするべきではない
- 国内要件と輸入要件は、同じであるか、又は同等の効果を持つべきである
- 国内要件と輸入要件の強制的な要素は、同等とするべきである
- 輸入された積荷の検査の割合は、国内の防除プログラムにおける同等の手続と同じであるべきである
- 不適合の場合、輸入積荷に対して、国内でとられるものと同じか、又は同等の植物検疫行動がとられるべきである
- 許容水準が国内の公的防除プログラムにおいて適用される場合、同じ許容水準が相当する輸入品にも適用されるべきである。特に、有害動植物発生率が関係許容水準を超えないために、国内の公的防除プログラムにおいて行動がとられない場合に、輸入された積荷の有害動植物発生率が同じ許容水準を越えないのならば、その積荷に対していかなる行動もとられるべきではない。輸入許容水準に適合していることは、一般的に搬入時の検査又は検定によって決定される。一方、国内積荷に関する許容水準に適合していることは、公的防除が適用される最終段階で決定されるべきである
- 国内の公的防除プログラムにおいて格下げ又は再分類が許可された場合、同様の選択肢が輸入された積荷に対しても利用可能とするべきである

## 2.3 透明性

公的防除のための国内要件及び植物検疫輸入要件は、文書化され、要請に応じて提供されるべきである。

## 2.4 施行

公的防除プログラムの国内での施行は、植物検疫輸入要件の施行と同等とするべきである。施行には次のものを含むべきである。

- 法的根拠
- 運用的実施

- 評価及び審査
- 不適合の場合の植物検疫行動

## 2.5 公的防除の強制性

公的防除は、要求された行動を実施することを全ての関係者が法的に義務づけられるという意味で強制的である。検疫有害動植物に対する公的防除プログラムの範囲は、完全に強制的（例えば、根絶運動の手順）であるのに対して、規制非検疫有害動植物に対する範囲は、特定の状況でのみ強制的（例えば、公的証明プログラム）である。

## 2.6 適用地域

公的防除プログラムは、国家、地方又は局地レベルで適用することができる。公的防除措置の適用地域は特定されるべきである。いかなる植物検疫輸入要件も、公的防除のための国内要件と同じ効果を有するべきである。

## 2.7 公的防除における NPPO の権限及び関与

公的防除は、次のようにするべきである。

- 適切な法的権限の下で、締約国又は NPPO により制定又は認定される
- NPPO により実施、管理、監督されるか、又は少なくとも監査／審査される
- 締約国又は NPPO により施行が保証される
- 締約国又は NPPO により修正され、終了され、又は公的認定を失う

公的防除プログラムに関する責任及び説明義務は、締約国にある。NPPO 以外の機関が公的防除プログラムのある側面に責任を持つことがある。また、公的防除プログラムのある側面は、地方当局又は民間部門が責任を持つことがある。NPPO は、自国における公的防除プログラムの全ての側面を完全に承知するべきである。

本補足は、2003年4月の第5回植物検疫措置に関する暫定委員会によって採択された。

本補足は本基準の規定部分である。

## 補足 2: 「潜在的経済的重要性」及び環境上の考慮への言及を含む関連用語の理解に関する指針

### 1. 目的及び適用範囲

本指針は、*潜在的経済的重要性*及び関連用語を明確にするための背景及びその他の関連情報を提供し、当該用語が明確に理解され、それらの適用が国際植物防疫条約（IPPC）及び植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）に適合することに資するものである。本指針はまた、特定の経済的原則がIPPCの目的に関連するとき、特に有害動植物である侵略的外来種に関する、栽培／管理されていない植物、野生植物相、生息地及び生態系の保護におけるそれらの適用も示す。

本指針は、IPPCに関して次のことを明確にする。

- 金銭的又は非金銭的価値を使用し、経済用語の中で環境上の懸念について説明責任を負うことができること
- 市場への影響は、有害動植物の影響の唯一の指標ではないことを主張すること
- 地域内における植物、植物生産物又は生態系に与える経済的損害が容易に数値化できない有害動植物に関して、植物検疫措置を採用するという締約国の権利を維持すること

本指針はまた、有害動植物に関して、IPPCの範囲が、農業、園芸及び林業における栽培植物、栽培／管理されていない植物、野生植物相、生息地並びに生態系の保護を対象とすることを明確にする。

### 2. 背景

IPPCは、従来、栽培／管理されていない植物、野生植物相、生息地及び生態系に関するものを含む有害動植物の悪影響を、経済用語を用いて評価してきた。IPPC及びISPMにおける*経済的効果*、*経済的影響*、*潜在的経済的重要性*、*経済的に容認できない効果*及び*経済的*という用語の使用は、そのような用語の適用及びIPPCの重点事項にいくつかの誤解をもたらしてきた。

条約の範囲は、生物の多様性の保全への重要な貢献となる野生植物相の保護に適用される。しかし、IPPCは商業面のみに焦点が当てられ、範囲が限定されていると誤解されてきた。IPPCは、経済用語の中で環境上の懸念について説明責任を負うことができる、ということが明確に理解されてこなかった。このことは、生物の多様性に関する条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を含む他の協定との整合性の問題を引き起こしてきた。

### 3. IPPC及びISPMの経済用語及び環境上の範囲

IPPC及びISPMに見られる経済用語は、次のように分類することができる。

政策決定を裏付ける判断を要求する用語

- （検疫有害動植物の定義における）潜在的経済的重要性
- （規制非検疫有害動植物の定義における）経済的に容認できない効果
- （危険にさらされている地域の定義における）経済的に重大な損失

上記の判断を裏付ける証拠に関連する用語

- （植物検疫規則の定義及び植物検疫措置の合意された解釈における）経済的影響を制限する
- （病害虫リスクアナリシスの定義における）経済的証拠
- （1997年IPPC第7条3における）*経済的損害を与える*
- （ISPM 11及びISPM 16における）直接的及び間接的な*経済的効果*
- （ISPM 11における）経済的影響及び潜在的経済的影響

## － (ISPM 11 における) 商業的及び非商業的影響

ISPM 11 は、セクション 2.1.1.5 において有害動植物の分類に関し、PRA 地域において、有害動植物が、環境的影響を含む容認できない経済的効果を有する可能性があることを示す明確な指標があるべきであると言及する。当該基準のセクション 2.3 は、有害動植物の侵入による潜在的経済的影響の評価手順を記述している。有害動植物の影響は、直接的又は間接的であると考えられ得る。セクション 2.3.2.2 は、商業的影響の分析を扱う。セクション 2.3.2.4 は、有害動植物の侵入の非商業的及び環境的影響の評価に関する指針を定める。それは、ある種の影響は、容易に特定できる現存する市場に及ぶものではないことを認めているが、その影響は、適切な非市場的评价方法で見積もることができるかもしれないことを続けて述べている。このセクションは、定量的評価が実行不可能な場合、当該部分の評価は、少なくとも定性的分析及びその情報が PRA においてどのように利用されるかの説明を含むべきであると言及する。防除措置の環境的又はその他の望ましくない影響は、潜在的経済的重要性の分析の一部として、セクション 2.3.1.2 (間接的な有害動植物の影響) の対象となる。病虫害リスクが容認し難いと判明した場合、セクション 3.4 は、費用対効果、実行可能性及び最小限の貿易制限であることの評価を含む病虫害リスク管理の選択肢の選択に関する指針を定める。

2001 年 4 月、ICPM は、IPPC の現行の負託の下において、環境上の懸念を考慮するため、有害動植物の潜在的環境的リスクに関する次の 5 つの提案事項の考察をさらに明確にすべきであることを認識した。

- － 危険にさらされている (又は脅かされている) 自生植物種の減少又は消滅
- － キーストーン植物種 (生態系の維持に主要な役割をはたす種) の減少又は消滅
- － 土着の生態系の主構成要素である植物種の減少又は消滅
- － 生態系が不安定化することとなる態様で、植物の生物の多様性に変化を引き起こすこと
- － 検疫有害動植物が侵入した場合に必要な防除、根絶又は管理プログラムに至ること、及び生物の多様性に対するそのようなプログラム (例えば、農薬又は非土着捕食者と寄生者) の影響

このように、植物に対する有害動植物に関して、IPPC の範囲が、農業、園芸及び林業における栽培植物、栽培/管理されていない植物、野生植物相、生息地並びに生態系の保護を対象とすることは明確である。

## 4. PRA における経済的検討

### 4.1 経済的効果の種類

PRA においては、経済的効果は、市場影響のみであると解釈されるべきではない。商業市場において売られていない物品とサービスは、経済的価値を有することがあり、経済的分析は、市場の物品とサービスの調査よりもはるかに多くのものを包含する。経済的効果という用語の使用は、(環境的及び社会的影響を含む) 多岐にわたる影響が分析され得る枠組みを提供する。経済的分析は、政策立案者が異なる種類の物品とサービスにおける費用及び便益を比較できるように、金銭的価値を尺度として使用する。これは金銭的用語を使用することができない定性的及び環境的分析のような他の手段の使用を妨げない。

### 4.2 費用及び便益

あらゆる政策に関する一般的な経済的基準とは、政策による便益が少なくともその費用と同じくらいなら、当該政策を推進することである。費用及び便益は、市場的及び非市場的側面の両方を含むものと広く理解されている。費用及び便益は、定量可能な評価及び定性的評価の両方で表すことができる。非市場的な物品とサービスは数値化又は評価することが難しいことがあるが、それでもやはり検討することが不可欠である。

植物検疫上の目的での経済的分析は、費用及び便益に関する情報を提供することのみが可能であり、特定の政策の費用及び便益の分配が別の分配よりも、必ず優れているかどうかを判断しない。原則

的には、費用及び便益は、それが何者に生じるのかに関わらず評価されるべきである。費用及び便益の好ましい分配についての判断が政策選択である場合、それらは、植物検疫上の考慮と合理的な関係を有するべきである。

費用及び便益は、費用が負担されるか、又は便益が生じる前に、それらが有害動植物の侵入の直接的又は間接的結果として発生しているか否か、又は因果関係が要求されるかを考慮して、計算されるべきである。有害動植物の侵入による間接的結果に関連する費用及び便益は、直接的結果に関連する費用及び便益よりも、明確でないことがある。自然環境に侵入した有害動植物に起因し得る損失の費用に関する金銭的情報は、しばしば存在しない。いかなる分析でも、費用及び便益の見積りに関わる不確実性を特定し、説明するべきであり、前提は明確に述べられるべきである。

## 5. 適用

有害動植物が潜在的経済的重要性を有するとみなされる前に、次の基準<sup>1</sup>が満たされるべきである。

- PRA 地域への侵入の可能性
- 定着後にまん延する可能性、及び
- 次に例示する、植物に対する潜在的で有害な影響
  - 作物（例えば減収や品質劣化）
  - 環境、例えば、生態系、生息地又は種への損害
  - その他の特定された価値、例えば、娯楽、観光、美観

セクション 3 で述べられているように、有害動植物の侵入によって生じる環境的損害は、IPPC によって認められる損害の一種である。従って、上記の 3 番目の基準に関しては、IPPC 締約国は、環境的損害の可能性だけを有する有害動植物に関しても、植物検疫措置を採用する権利を有する。そのような行動は、潜在的環境的損害の証拠の考察を含む病害虫リスクアナリシスに基づくべきである。環境に対する有害動植物の直接的及び間接的影響を示すとき、有害動植物の侵入によって生じる損害又は損失の性質が病害虫リスクアナリシスにおいて特定されるべきである。

規制非検疫有害動植物の場合、そのような有害動植物個体群は既に定着しているので、懸念のある地域における侵入及び環境的影響は、*経済的に容認できない効果*の検討においては、適切な基準ではない（ISPM 16 及び ISPM 21 を参照）。

---

<sup>1</sup> 第一及び第二基準に関しては、IPPC（1997）第 7 条 3 は、定着することができない有害動植物について、これらの有害動植物に対してとる措置は、技術的に正当なものでなければならぬと述べている。

本付録は、参照目的だけのためのものであり、本基準の規定部分ではない。

## 補足 2 付録

本付録は、この補足で使用されるいくつかの用語の追加的に明確にする。

*経済的分析*：これは、政策立案者が異なる種類の物品とサービスにおける費用及び便益を比較できるように、主に金銭的価値を尺度として使用する。それは、市場の物品とサービスの調査よりも多くのものを包含する。経済的分析は、金銭的価値を使用しない他の手段、例えば定性的及び環境的分析の使用を妨げない。

*経済的効果*：これは、市場効果並びに環境上及び社会上の考慮のような非市場効果も含む。環境的効果や社会的効果の経済的価値の評価を確立させることは、困難な場合がある。例えば、他種の生存及び安寧、若しくは森林又はジャングルの美観の価値である。経済的効果の評価において、定性的及び定量的価値の両方が検討され得る。

*植物に対する有害動植物の経済的効果*：これは、直接的な経済用語での評価が容易にできないが、栽培植物、栽培されていない植物又は植物生産物への損失や損害を示す市場評価及びその結果を含む。

*経済的価値*：これは、(例えば、生物多様性、生態系、管理資源又は天然資源における) 変化が人類の福祉に及ぼす効果の費用を評価する際の根拠となる。商業市場において売られていない物品とサービスは、経済価値を有することがある。経済的価値の決定は、協調行動に基づく他種の生存及び安寧に関する倫理的又は利他的な懸念を妨げない。

*定性的評価*：これは、金銭的又は数値的用語以外での、品質又は特性の評価である。

*定量的評価*：これは、金銭的又はその他の数値的用語での、品質又は特性の評価である。

本付録は 2009 年 3 月～4 月の第 4 回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。

本付録は参照目的だけのためのものであり、本基準の規定部分ではない。

## 付録 1: 植物検疫用語集に関連する生物の多様性に関する条約の用語

### 1. 序論

2001 年以来、IPPC の範囲は、主として環境的及び生物の多様性に影響する、有害植物を含む有害動植物から生じるリスクに及ぶことが明確にされてきた。ISPM 5 (植物検疫用語集、以下「用語集」という。) の再検討を行っている、用語集に関する技術パネルは、それゆえ、関連するこの分野を対象とするために、本基準に新しい用語及び定義を追加する可能性について調査した。特に、生物の多様性に関する条約 (CBD) \* で使用される用語及び定義を用語集に加えるため、他の政府間組織の用語に関するいくつかの事例で過去に行われたように、それらを検討した。

しかし、CBD から入手可能な用語及び定義の調査は、それらが IPPC のものとは異なる概念に基づいていることから、類似する用語に明確に異なる意味が与えられていることを示した。従って、CBD の用語及び定義は直接用語集に用いることはできなかった。代わりに、これらの用語及び定義を用語集のこの付録で示し、これらが IPPC の用語とどう異なっているかについて説明することが決定された。

本付録は、CBD の範囲を明確にすることを意図するものではなく、IPPC の範囲を明確にすることを意図するものでもない。

### 2. 表示

検討されるそれぞれの用語に関しては、CBD の定義がまず提示される。これは、「IPPC の枠組みでの説明」と並んで置かれ、通常、用語集の用語 (又は用語集の用語の派生語) は太字で示される。これらの説明にも CBD の用語を含むことがあり、その場合、これらも太字で示され、「(CBD)」が続く。本説明が、この付録の本体を構成する。それぞれに注記が続き、理解しにくい点についてさらに明確にされる。

### 3. 用語

#### 3.1 「外来種 (Alien species)」

CBD の定義	IPPC の枠組みでの説明
<p>A species, subspecies or lower taxon, introduced outside its natural past<sup>1</sup> or present distribution; includes any part, gametes, seeds, eggs, or propagules of such species that might survive and subsequently reproduce</p> <p>過去<sup>1</sup>又は現在の自然分布の外に導入された種、亜種又はそれより下位の分類群。生存し、繁殖できるそれらの種のあらゆる部分、配偶子、種子、卵又はむかごを含む。</p>	<p>An <b>alien<sup>2</sup> species (CBD)</b> is an individual<sup>3</sup> or population, at any life stage, or a viable part of an organism that is non-indigenous to an <b>area</b> and that has <b>entered<sup>4</sup></b> by human agency<sup>5</sup> into the <b>area</b></p> <p>外来<sup>2</sup>種 (CBD) は、あらゆる発育段階の個体<sup>3</sup>若しくは個体群、又は生物の生存可能な部分であって、ある<b>地域</b>に非土着であって、人為作用<sup>5</sup>によりその地域に入り込んだ<sup>4</sup>もの</p>

注釈:

<sup>1</sup> IPPC は現存する状況にのみ関係するため、「過去及び現在」の分布に関する必要条件は、IPPC の適用上、意味がない。その種が現在存在するならば、それが過去に存在したことは問題ではない。おそらく、CBD の定義における「過去」という言葉は、ある種が最近絶滅した地域に、それが再侵入することを考慮しており、このように再侵入した種は、おそらく外来種とは考えられないであろう

\* この文書で議論される用語と定義は、生物の多様性に関する条約の加盟国による侵略的外来種に関する議論に由来する (生物の多様性に関する条約の事務局)。



う。

<sup>2</sup> 「外来」は、ある生物の、その本来の生息域と比較した所在及び分布だけを意味する。その生物が有害であるということは意味しない。

<sup>3</sup> CBD の定義は、ある時点におけるある種の個体の物理的存在を強調しているが、IPPC の発生の概念は、一般に分類群の地理的分布に関係している。

<sup>4</sup> CBD の適用上、外来種は、その本来の分布範囲内にはない地域に既に存在する（下記導入を参照）。IPPC は、懸念のある地域に未だ存在しない生物（すなわち検疫有害動植物）に、より強く関係する。これらに対し、「外来」という用語は適当ではなく、また、「外国産の」、「非土着の」又は「非在来の」といった用語が ISPM で使われてきた。混乱を避けるためには、これらの用語の一つだけを使うことが望ましく、その場合、「非土着の」が、特にその反対語の「土着の」を伴うことができるために、最も適切であろう。翻訳の問題が生じるため、「外国産の」は適切ではない。

<sup>5</sup> 非土着であって、地域に自然に入り込んだ種は、外来種（CBD）ではない。それは単にその本来の生息域を拡大しただけである。IPPC の適用上、そのような種も潜在的検疫有害動植物として考えられ得る。

### 3.2 「導入 (Introduction)」

CBD の定義	IPPC の枠組みでの説明
<p>The movement by human agency, indirect or direct, of an alien species<sup>6</sup> outside of its natural range (past or present). This movement can be either within a country or between countries or areas beyond national jurisdiction<sup>7</sup></p> <p>（過去又は現在の）本来の生息域の外への人為作用による間接的又は直接的な外来種<sup>6</sup>の移動。この移動は、国内、国家間、又は国家の管轄を超えた地域<sup>7</sup>間の場合がある</p>	<p>The <b>entry</b> of a <b>species</b> into an <b>area where it is non-indigenous</b>, through movement by human agency, either directly from an area where the species is indigenous, or indirectly<sup>8</sup> (by successive movement from an area where the species is indigenous through one or several areas where it is not)</p> <p>人為作用による移動を通じての、非土着である地域へのある種の入り込みであって、その種が土着である地域からの直接的又は間接的な<sup>8</sup>（その種が土着である地域から一つ又はいくつかの、それが土着でない地域を通る連続的な移動による）もの</p>

注釈：

<sup>6</sup> CBD の定義は、導入（CBD）は外来種（CBD）ひいては既に地域に入り込んだ種に関係があることを示唆している。しかしながら、CBD によって提供されたその他の文書に基づくとはならず、初めて入り込んでいる非土着種が導入されている（CBD）と考えられ得る。CBD においては、ある種は何回も導入（CBD）され得るが、IPPC においては、一旦定着した種は再び侵入することができない。

<sup>7</sup> 「国家の管轄を超えた地域」に関する論点は、IPPC には意味がない。

<sup>8</sup> 間接的な移動の場合、一つの地域から他の地域への移動を全て導入（CBD）（つまり、意図的又は非意図的な人為作用による）としなければならないかどうか、又は、自然に移動するものもあるかどうかということは、定義には特に述べられていない。この問題が生じるのは、例えば、ある種が一つの地域に導入（CBD）されてから隣接する地域に自然に移動する場合である。これは間接的な導入（CBD）と考えられ得ると思われるため、関係する種は自然に入り込んだという事実にも関わらず、隣接する地域では外来種（CBD）となる。IPPC の枠組みでは、自然の移動が生じるこの中継国には、自然の移動を制限するために行動する義務はない。ただし、関係する輸入国が対応する植物検疫措置を定めれば、意図的又は非意図的な導入（CBD）を防止する義務を有しうる。

### 3.3 「侵略的外来種 (Invasive alien species)」

CBD の定義	IPPC の枠組みでの説明
<p>An alien species whose introduction and/or spread threaten<sup>9</sup> biological diversity<sup>10, 11</sup></p> <p>外来種であって、その導入及び/又はまん延が生物の多様性<sup>10, 11</sup>を脅かす<sup>9</sup>もの</p>	<p>An <b>invasive</b><sup>12</sup> <b>alien species (CBD)</b> is an <b>alien species (CBD)</b> that by its <b>establishment</b> or <b>spread</b> has become injurious to <b>plants</b><sup>13</sup>, or that by <b>risk analysis (CBD)</b><sup>14</sup> is shown to be potentially injurious to <b>plants</b></p> <p>侵略的<sup>12</sup> 外来種 (CBD) は、その定着又はまん延により植物<sup>13</sup>に有害となった、又は植物にとって潜在的に有害であることがリスクアナリシス (CBD)<sup>14</sup> によって明らかにされた外来種 (CBD)</p>

注釈:

<sup>9</sup> 「脅かす」という単語に直接相当する単語は、IPPC 言語にはない。IPPC の有害動植物の定義は、**検疫有害動植物**の定義が「経済に及ぼす重大な影響」に言及する一方で、「有害な」という用語を使用する。用語集の補足 2 は、「経済に及ぼす重大な影響」は、作物、環境又はその他の特定の価値（娯楽、観光、美観）への有害な影響によって決まると説明する一方で、ISPM 11 は、**検疫有害動植物**が直接的又は間接的に（生態系の他の構成要素を通して）**植物**に「有害」となり得ることを明確にしている。

<sup>10</sup> **侵略的外来種 (CBD)** は「生物の多様性」を脅かす。これは IPPC の用語ではなく、それが IPPC の範囲と一致する範囲を有するのかどうかという疑問が生じる。従って、農業生態系における栽培植物の保全、林業、快適性又は生息地管理のために輸入され、栽培された非土着植物の保全及び、「人工」であるか否かに関わらず、あらゆる生息地における土着植物の保全に及ぶ広い意味が、「生物の多様性」に与えられなければならないだろう。IPPC は、これらの状況のいずれにおいても、**植物**を保護するが、**CBD**の範囲がそのように広いのかどうかは明確でない。「生物の多様性」のいくつかの定義は、もっと狭い考えに基づく。

<sup>11</sup> **CBD** によって提供されたその他の文書に基づく、**侵略的外来種**もまた、「生態系、生息地又は種」を脅かし得る。

<sup>12</sup> **CBD** の定義とその説明は、**侵略的外来種**という用語全体に関係し、「侵略的」という用語それ自体は扱わない。

<sup>13</sup> IPPC の枠組みは、**植物**の保護を扱う。**植物**に関係しない生物の多様性への影響があり、そのため、**IPPC**に関連しない**侵略的外来種 (CBD)**があることは明確である。IPPC は、**植物生産物**にも関係するが、**CBD**が**植物生産物**を生物の多様性の構成要素とどの程度考えるかは明確でない。

<sup>14</sup> IPPC においては、**危険にさらされている地域**に一度も入り込んだことがない生物も、**病害虫リスクアナリシス**の結果、**植物**に潜在的に有害であると考えられ得る。

### 3.4 「定着 (Establishment)」

CBD の定義	IPPC の枠組みでの説明
<p>The process<sup>15</sup> of an alien species in a new habitat successfully producing viable offspring<sup>16</sup> with a likelihood of continued survival</p> <p>外来種が新しい生息地で、継続的な生存の可能性がある、活性のある子孫<sup>16</sup>を成功裏に作る過程<sup>15</sup></p>	<p>The <b>establishment</b> of an <b>alien species (CBD)</b> in a <b>habitat</b> in the <b>area</b> it has <b>entered</b>, by successful reproduction</p> <p>外来種 (CBD) が入り込んだ地域の生息地で、繁殖に成功して<b>定着</b>すること</p>

注釈:

<sup>15</sup> **定着 (CBD)** は、過程であって結果ではない。単一の世代の繁殖は、その子孫が継続的な生存の

可能性を有する場合に限り、**定着 (CBD)** となり得ると思われる (そうでなければ、「子孫」の後にコンマが付くであろう)。**CBD** の定義は、「予見可能な将来にわたって存続すること」とする **IPPC** の概念を表現していない。

<sup>16</sup> 「子孫」が、自身を栄養的に繁殖させる生物 (多くの**植物**、ほとんどの菌類、その他の微生物) にどこまで適用されるかは、明確ではない。「存続すること」を使うことによって **IPPC** は、個体の繁殖又は複製の問題を完全に回避する。概して、生存するのは種である。寿命の長い個体が成熟するまで成長することですら、予見可能な将来にわたって存続することと見なされるだろう (例えば、非土着**植物**の植栽地)。

### 3.5 「意図的な導入 (Intentional introduction)」

<i>CBD</i> の定義	<i>IPPC</i> の枠組みでの説明
Deliberate movement and/or <sup>17</sup> release by humans of an alien species outside its natural range 人間による、本来の生息域の外への外来種の恣意的な移動及び/又は <sup>17</sup> 放出	Deliberate movement of a non-indigenous species into an <b>area</b> , including its <b>release</b> into the environment <sup>18</sup> 環境への <b>放飼</b> を含む、ある <b>地域</b> への非土着種の恣意的な移動 <sup>18</sup>

注釈:

<sup>17</sup> **CBD** の定義の「及び/又は」は理解しづらい。

<sup>18</sup> ほとんどの植物検疫輸入規制システムの下で、規制有害動植物の意図的な侵入は禁止されている。

### 3.6 「非意図的な導入 (Unintentional introduction)」

<i>CBD</i> の定義	<i>IPPC</i> の枠組みでの説明
All other introductions which are not intentional 導入のうち、意図的でないもの全て	<b>Entry</b> of a non-indigenous species with a traded <b>consignment</b> , which it <b>infests</b> or <b>contaminates</b> , or by some other human agency including <b>pathways</b> such as passengers' baggage, vehicles, artificial waterways <sup>19</sup> 貿易される <b>積荷</b> であって、非土着種が <b>寄生</b> 又は <b>汚染</b> したもの、又は旅客の荷物、車両、人工的な水路といった <b>経路</b> を含むその他の人為作用による非土着種の <b>入り込み</b> <sup>19</sup>

注釈:

<sup>19</sup> 規制有害動植物の非意図的な侵入の防止が、植物検疫輸入規制システムの重要な重点事項である。

### 3.7 「リスクアナリシス (Risk analysis)」

<i>CBD</i> の定義	<i>IPPC</i> の枠組みでの説明
1) the assessment of the consequences <sup>20</sup> of the introduction and of the likelihood of establishment of an alien species using science-based information (i.e., risk assessment), and 2) the identification of measures that can be implemented to reduce or manage these risks (i.e., risk management), taking into account socio-economic and cultural considerations <sup>21</sup> 1) 科学に基づく情報を用いた、外来種の導入の影響 <sup>20</sup> と定着の可能性の評価 (つまりリスク評	<b>Risk analysis (CBD)</b> <sup>22</sup> is: 1) evaluation of the probability of <b>establishment</b> and <b>spread</b> , within an <b>area</b> <sup>23</sup> , of an <b>alien species (CBD)</b> that has entered that <b>area</b> , 2) evaluation of the associated potential undesirable consequences, and 3) evaluation and selection of measures to reduce the risk of such <b>establishment</b> and <b>spread</b> リスクアナリシス ( <b>CBD</b> ) <sup>22</sup> とは、1) ある <b>地域</b> に入り込んだ <b>外来種 (CBD)</b> の、その <b>地域内</b> における <b>定着</b> 及び <b>まん延</b> の可能性の評価 <sup>23</sup> 、2) 関

価) 並びに 2) 社会経済的及び文化的検討 <sup>21</sup> を考慮した、これらのリスクを低減又は管理するために実施され得る措置の特定 (つまりリスク管理)	連する潜在的な望ましくない影響の評価、並びに 3) そのような定着及びまん延のリスクを低減するための措置の評価及び選択
--	---

注釈:

<sup>20</sup> どのような影響が考慮されるのかは明確でない。

<sup>21</sup> リスクアナリシス (CBD) の過程におけるどの段階で、社会経済的及び文化的検討が考慮されるのかが明確ではない (評価の間か、管理の間か、又はそれら両方か)。ISPM 11 又は ISPM 5 の補足 2 に関しては、何の説明もなされていない。

<sup>22</sup> この説明は、病害虫リスク評価及び病害虫リスク管理の IPPC の定義に基づいており、病害虫リスクアナリシスの IPPC の定義には基づかない。

<sup>23</sup> 入り込みに先立ってリスクアナリシス (CBD) が実施されることがあるかどうかは不明確であり、実施される場合には、侵入の可能性も評価され、侵入のリスクを低減するための措置が評価され、選択される必要がある。(CBD によって提供されたその他の資料に基づくと、) リスクアナリシス (CBD) は更なる侵入を制限する措置を特定することができると考えられ、特定する場合には、より密接に病害虫リスクアナリシスに関係する。

#### 4. その他の概念

CBD はその他の用語の定義を提案してはいないが、IPPC と CBD が同じ観点で考慮するとは思われない、又は IPPC によって区別されていない多くの概念を使用している。これらは次のものを含む。

- 国境管理
- 検疫措置
- 立証責任
- 本来の生息域又は分布
- 予防的アプローチ
- 暫定措置
- 防除
- 法的措置
- 規制措置
- 社会的影響
- 経済的影響

#### 5. 参照

**CBD.** 1992. *Convention on Biological Diversity*. Montreal, CBD.

**CBD.** *Glossary of terms* (<http://www.cbd.int/invasive/terms.shtml> で入手可能。2008 年 11 月にアクセスした。)